

第十六章

通貨偽造ノ罪

コノ章ニハ通貨ヲ偽造シタモノ、罪ヲ定メタモノデアアル。

通貨トイフハソノ國ニテ現ニ通用シテナル貨幣ノコトヲ、金銀貨、自銅貨、銅貨、紙幣、銀行券ヲイフノデアアル、コレ等ノモノヲニセテ造ルノガ偽造デ、偽造トイフモノコノ内ニフクンテナルコトデアアル、ソノ委シキコトハ各條ニツイテ説明スルデアラウ。

第四百十八條

行使ノ目的ヲ以テ通用貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造

又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以

テ之ヲ人ニ交村シ若クハ輸入シタル者亦同シ

〔字解〕

行使ツカ ○通用ニモチヒテタル ○偽造ツツクル ○變造トクニニカヘルガゴ ○交付

コノ條ニハ、ツカフコトヲ目的トシテ貨幣、紙幣、銀行券ナドニ偽造シタル變造シ

タリ、又ハソノ偽造變造デアアルコトヲ知ツテツカツタリ、人ニワタシタリ、外國カヲ輸入シタリセシモノヲ罰スル規定デアアル。

廣ク流通セシメ、真正ノ貨幣トシテ取引スルコトヲ目的トシテ、現ニ通用シテアル金貨、銀貨、自銅貨、銅貨、紙幣、又ハ銀行券ヲ、真正ノモノト同シク通用スベキホド

ニタクミニツクリ、スナハチ、ニセモノヲコシラヘ、又ハ真正ノ貨幣ヲ變造シタモノハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルデアアル。

ソノ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲツカヒ、又ハツカフトイフ目的ヲコレナ人ニワタシ、若クハ外國ニテコシラヘタ偽造變造ノ貨幣ヲソノ國ニ輸入シタモノ、モマタ第一項ト同シ例ニヨツテ處セラル、ノデアアル。

問 行使ノ目的トイフコトニツイテ更ニ説明セヨ。

答 行使トイフハ、タトヘバ品物ヲ買フトキニ、コノ偽造變造ノ貨幣ヲ代價ヲ支拂ツテソノ人が不正トイフコトニ氣ヅカズシテ受取ツタモノハ、正シク行使ノ目的ヲ達シ

タモノデアアル。

答 偽造トハ正眞ノモノニマカヘルコトデアル。例ヘハ二十圓ノ金貨ガアルコレチ他ノ金貨ニテ一見シタトコロソノ色モ、ソノ文字モ、ソノ模様モ同シヨウニ見ユルホドデアルノガ偽造デアル。

問 變造トハイカナルコトカ、例チ示セヨ。

答 變造トハ例ヘバ一錢ノ銅貨ガアル、コレニ色チツケタリ、文字ノアル一字又ハ數部チカヘテ二十圓ノ金貨トスルガゴトキノ類、紙幣デモ五圓チ十圓ニカヘルガゴトキノ類デ、正眞ノモノチカヘテ舊ノ價ヨリ高クシテツカフモノチイフノデアル。

問 行使ノ目的トアル以上ハ、學校ノ標本ナドニコシラヘタノハ偽造シテモ罪トハナラヌノデアルカ。

答 然リ。

問 行使ノ目的テ人ニ交付スルトハイカン。

答 物品ノ代價ノ支拂ニアツルタメニ、コレチツタシタモノデアル、無論偽造シタ本人デナグトモ、偽造トイフコトチ知ツテチリナガラスルコトデアル。

問 輸入スルトイフハ如何。

答 行使スル目的テ輸入シタトキハ、内國テ偽造シタリ變造シタリシタノト、行使ノ上ニオイトハ同ジコトデアルカラ、斯ク定メタノデアル。

第四百十九條

行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

〔字解〕 流通ツツルヨ○外國ホカノホカニ

コノ條ハ、内國ニテ通用スル外國ノ貨幣チ偽造又ハ變造スルモノチ罰スル規定デアル。本條ハ前ノ第四百十八條トチガフコトハナイガ、タゞ内國ニ流通スル外國ノ貨幣タルコトガチガフマデアルサレバ内國ニオイト通用セザル貨幣ナラバコノ條ノ罪ニアタルベキモノデハナイ、何トナレバ内國ニ流通スルモノデナクバ、一見シテ知リヤスク、且ツイカニ使用セントスルモ受クルモノガナイカラ、罪スベキチチ認メヌカラデアル。

第二百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル物ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 收得タルモノ

コノ條ハ偽造變造ノ貨幣ヲウケトリタルモノニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。偽造又ハ變造シタモノデアルトイフコトハ知リナガラモ、アル事情スナハチソノ價ガ安イカ、又ハ偽造變造者チ利スルナドノタメニ、コレチアガ手ニ受取ツテオイテ行使スル目的ヨリナシタルモノハ三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 收得トイフハ、カナラズシモ正當ノコトテ得タノデハナク、或ハコレチマスンダモノトシテモ同ジコトデアアルカ。

答 オノレノ手ニ移シタル以上ハ、收得トイフノデ、ヌスンダモノデモ、又ハモラツタモノデモ、アル代金ノタメニ得タモノデモ、ソレ等ノコトニハ關セヌコトデアアル要ハ偽造變造ノモノチ、行使スル目的トイフノガ主タルコトデ、收得ノ方法ニハ少シモ關セヌコトデアアル。

第二百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スルニツイテ定メタノデアアル。未遂罪トハ次ノゴトキ場合チイフノデアアル。

- 一、偽造又ハ變造ガステニオハツテ、イヨク行使セントスル段ニナツテ、アルサシツカヒノタメニ行使セザルトキ、又ハ行使ニ着手シテモ、オノレノ心デシバラクツカフコトチヤメタルトキノ場合。
- 二、偽造又ハ變造ニ着手シテモ、マダ十分ニ出來アガラザル場合。
- 三、外國ニオイテ偽造變造シタ通貨チ、輸入セントシテ未ダコレチハタサバリシトキノ場合。

以上ノ未遂罪ハコレチ罰スルノデアアル。

問 第二ノ如キハ、發覺セラレタトキニ限ルノデアアルカ。

答 然リ、第一トテモ發覺セザル以前ニオイテハ、行使スル目的デアアルヤ否ヤモ知ルコトガデキヌコトデアアル。

第二百五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變

造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

〔字解〕 名價ソノカネニシ ○降スクソレヨリヒ

コノ條ハ、ハジメニ收得シタトキハ、偽造又ハ變造トイフコトが知ラズ、ワガ手ニ受取テ後ニハジメテ、偽造又ハ變造トイフコトヲ知ツタニカ、ハラズ、コレヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ人ニワタシタモノハ、ソノ偽造又ハ變造ノ貨幣ノ價ガタトヘハ百圓テアルトキハ、ソノ三倍スナハチ三百圓以下ノ罰金、又ハ科料ニ處スルノテアル、タダシソノ罰金又ハ科料チ一圓ヨリ下ニヒキサゲルコトハナラヌトイフノテアル。

問 然ラバ偽造又ハ變造ト知ツタトキハイカニスベキヤ。
答 スミヤカニ官ニツケベキコトテアル。

問 一圓以下ニクダサヌトシテアルガ、若シ十錢ノ銀貨テアルトキハ三倍以下スナハチ三十錢以内ノ科料タルベキニ、ソレデモ一圓ヨリハクダサレヌトイフノテアルカ。

答 己ムチ得ヌコトテアル。

第五百十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 器械ドウク ○原料モトニスル ○準備ヨウイ

コノ條ハ、偽造又ハ變造ニツカフ準備ヲシタモノニツイテノ罪ヲ規定シタノテアル、器械トイフハ印刷ノ器械ヤ、鍛冶ナドニ要スルスベテノ道具、原料トイフハソレニ用フル紙、地金ナドノ類テ、ツマリ偽造又ハ變造ノ豫備ヲシタモノテアル、カクノゴトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトイフノテアル。

第十七章 文書偽造ノ罪

コノ章ニハ、文書ヤ圖畫ナドヲ偽造シタモノチ罪スル規定ヲ定メタノテアル、刑法上ニオイテ文書トイフノハ、法律事實ナアラハシ、證據タルベキ力ノアル文書ニカギルコトテアル、ソノ詳細ハ各條ニオイテ説明スル。

第五百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ
 詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ
 使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲
 役ニ處ス

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シ
 タル者亦同シ

【字解】

御璽オウナツ、國璽コクジ、御名オウナツ、署シヨシタル詔書其他ノ文書ヲ變造シ
 タル者亦同シ

押捺オウナツスハコトヲ○署シヨシタルハス

○國璽コクジニツポンテイ ○御名オウナツニミンナ ○詔書シヨウシヨルルスペテノカキツケ ○

コノ條ハ御璽、國璽、又ハ御名ヲ偽リテ文書ヲツケルモノ、タメニ規定セシモノデ、重
 大ノモノデアアル。

御璽トハ天皇陛下ノ御印ノコト、國璽トハ帝國ノ印章デアアル、御名トイフハ天皇陛下
 ノ御名ヲ稱シタテマツルコト、コノ御璽、國璽モシクハ御名ヲツカツテ、行使スル目的
 ノタメニ、詔書スナハチ天皇ノ御名ニテツケラル、トコロノ文書ヲスベテイヒシモノ

テ、勅書、勅諭ナドノ類、ソノ他ノ文書トハ、皇族ソノ他外國ノ君主ナドニツカハサ
 ル、文書ナドヲ偽造シタリ、又ハ偽造シタ御璽、國璽モシクハ御名ヲツカツテ詔書ソノ
 他ノ文書ヲ偽造シタモノハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルデアアル。

御璽、國璽ヲオシ、又ハ御名ヲアラハシタトコロノ詔書ソノ他ノ文書ヲ變造シタモノモ
 前項ト同シ刑ニ處スルデアアル。

問 第一項ノハジメニアル御璽、國璽ハ正眞ノモノデアアルカ。

答 正眞ノモノヲヌスンテ用ヒシモノデアアル、シカラザレバ後ニ偽造云々トイフコト
 ガアルツケガナイ。

問 使用スルトアルハイカニシテ使用スルデアアルカ。

答 相當ノ場所ニ押スコトデアアル、相當ノ場所ニオサネバ、正眞ノモノトシテツカフコ
 トガナラヌデアアル。

問 第二項ノ御璽、國璽ヲ押捺シトアルモ、盗ンテ用ヒルコトデアアルカ。

答 然リ。

問 然ラバ第三項ニオイテハ第一項ノ初メトハイヅレガチガフデアアルカ。

第二編 罪

二〇〇

答 第二項ハ變造シタ場合ニカ、ルコトデアアル。他ハ第一項トチガフコトハナイ。

問 變造トハイカニスルコトデアアルカ。

答 偽造ハ眞物ヲ標準トシテツクルノデアアルガ、變造ハ眞物ト全ク同一ニスルノデアナイ、タゞ一部分チカヘテツクルノデアアル。

問 ソノ例ヲ示セ。

答 タトヘハ勳記ニ勳三等トアルチ二等トスルガ如キモノ一例デアアル。

第五百十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名

名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖書ヲ偽造

シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ

公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖書ヲ偽造シタル者ハ一

年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖書ヲ變造

シタル者亦同シ

第二編 罪

二〇二

公務所又ハ公務員ガツクルベキ文書モシクハ圖書ヲ偽造シタモノハ、三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアル。

問 公務所又ハ公務員ノ印章トハイカナルモノチイフカ。

答 例ヘバ司法大臣、府知事トカ、某市收入役トカ、某々委員何某トカイフガ如キハ公務員ノ署名デアル、ツマリソノ公務ニオケル職名チ以テシタモノデアル、公務所トハ大藏省トカ、文部省、農林省トカ、某縣土木課トカイフガゴトキモノデアル。

問 第一項ノ第一ノ印章ヲ使用スルハヌスンデツカフノ意デアルカ。

答 然リ。

問 公務所ノ作ルベキ文書トハイカナルモノデアルカ。

答 閣令、省令、府縣令、判決、官署ノ會計帳簿、公務所ヨリ發スル文書、指令ナドヲスベテイフコトデアル。

問 圖書トハイカナルモノチイフカ。

答 公務所ニオイテツクリシ境界ノ圖トカ、公務員ガツクリシ測量ノ圖ノゴトキノ類

デアル。

問 第二項ハイカナル性質ノモノデアルカ。

答 既ニ公務員ガ作成シテ捺印シ、署名シタ文書ヲ變造スル場合デアツテ、タトヘハアル指令ニ十月一日限トアルヲ十日限リトカヘタルガゴトキ、アル一部分チツクリカヘタモノデアル。

問 第三項ハイツレガ異ナル點ナルヤ。

答 明文ニアルガゴトク印章ノ押捺ガナイカラ、シタガツテソノ罪モカルケナルノデアル。

第二百五十六條

公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若

クハ圖書ヲ作り又ハ文書若ハ圖書ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

〔字解〕 虚偽○有無○區別

コノ條ハ、公務員ガソノ職務ニ關シテナセシ偽造ノ罪ニツイテ規定シタノデアル。

員が、オノレが取りアツカフトコロノ職務ニツイテ、行使スル目的ヲモツテ、事實ノアリモセメ文書ヤ、圖畫ヲツクツタリ、又ハ文書モシクハ圖畫ヲ變造シタトキニハ、前ノ二條ニヨツテ、印章ノアルトナイトニラケテ處斷スルトイフノデアル、タトヘバ登記官更が登記ノ申請ガナイニ、登記ノ申請ガアツタヨウニ登記ナスルガゴトク、又ハ強達吏ガ強制執行チセメニモカ、ハラズ、執行チシタヨウニ調書チツクルガゴトキノ類デアル。

問 郵便局員が、郵便爲替證書ヤ、爲替通知書チ、アリモセメニ作成シタノハ、ヤハリ本條ノ罪ニカ、ルカ。

答 無論ノコトデアル、ソノ官吏ガツクツタモノデアルカラ、ソノ證書チウケタモノハ眞實ノモノトシテ行使スルコトガデキルカラデアル。

問 印章ノ有無ニヨツテ區別スルトハイカヨウニスルノデアルカ。

答 ソノ文書又ハ圖畫ニ、公務所・印ヲ押シテアルカ、又ハ公務員ノ印章ガオシテアルカ、モシクハ全ク署名バカリテ印章ハオシテナイカトイフコトナラケテ、前ノ二條ニヨツテ、ソノ條文ニ印章ノコトノアル第百五十五條第三項ニアタルカ、否カ。

ミワ ショアン
分ケテ處分スルトイフノデアル。

第百五十七條

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ヲ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔字解〕 虚偽ツソイ○權利チカ○義務メツト○原本ドダイトナ○不實マコトダ○旅券
ガイコクニユクトキ
ニルシンカキツケ

コノ條ハ公務員ニ對シテイツハノ申立チシテ、不實ノ記載チナサシメモノチ罰スル規定デアル。

第一項ハ公務員ニムカツテ、アリモセメ申立チシテ、權利義務ニカ、ル公正證書ノ原本
スナハチモトニナル書類ニ、マコトテナイコトノ記載チサセタモノハ二年以下ノ懲役ガ

又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアル。

第二項ハ公務員ニ對シテ、ウソイツハリノ申立チシテ、免狀^{メシヤウ}、鑑札^{カンサツ}、又ハ旅行ノ免狀^{リョコウ}ニ實際^{ジツサイ}デナイコトノ記載^{キザイ}チサセタモノハ、六月以下ノ懲役^{テイゲク}カ、又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處スルノデアル。

コノ第一第二ノ二項ニカ、ル未遂罪^{ミスイザイ}モコレテ罰スルノデアル。

問 第一項ニツイテノ例ヲ示セ。

答 タトヘバ不實^{フジツ}ノ債權^{サイケン}者^{シヤ}ナコシテヘテ、實際^{ジツサイ}ニ債務^{サイム}ノアルモノ、一ウニツソホヒ、他^{サイケンシヤ}ノ債權^{フリエキ}者^{シヨウ}ノ不利益^{フリイキ}ヲ生^{シヨウ}セシメシメガゴトキチイフ。

問 第二項ノ不實^{フジツ}ノ記載^{キザイ}トハイカナルコトカ。

答 族籍^{ゾクセキ}、身分^{ミヅ}、姓名^{セイメイ}チイツハリ、又ハ詐偽^{サドニ}ニ似^ニタコトテ免許^{メンキヨ}ノ鑑札^{カンサツ}チウケタヨリナモノデアル。

問 コノ條ニテ未遂罪^{ミスイザイ}ヲ罰スルハイカナルソケデアルカ。

答 イマダソノ記載^{キザイ}チオハラザルニモセヨ、スデニ公務員^{コウムイ}チイツハツテ、虚偽^{キョウヒ}ノ實^{ジツ}ハ成^{ナリ}リ立^タツタモノデアルカラ、コレヲ罰^{バツ}スルノデアル。

第五百五十八條

前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫^{ヅガ}チ行使^{カウシ}シタル者ハ其文書又ハ圖畫^{ヅガ}ヲ偽造^{ヘンゾウ}若クハ變造^{ヘンゾウ}シ又ハ虚偽^{キョウヒ}ノ文書若クハ圖畫^{ヅガ}ヲ作り又ハ不實^{フジツ}ノ記載^{キザイ}ヲ爲^{サシ}サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項^{ゼンコウ}ノ未遂罪^{ミスイザイ}ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ、前四條ニ記載^{キザイ}セシ文書^{ヅガ}又ハ圖畫^{ヅガ}チ行使^{カウシ}セシモノ、ノ罪^{ツミ}ヲ罰^{バツ}スル規定^{キョウテイ}デアル。

第五百五十四條ヨリ第五百五十七條ニ至^イルマテノ條文^{キザイ}ニ記載^{キザイ}シタル文書^{ヅガ}、圖畫^{ヅガ}チ行使^{カウシ}セシモノハ、ソノ文書^{ヅガ}又ハ圖畫^{ヅガ}チ偽造^{ヘンゾウ}シタリ、モシクハ變造^{ヘンゾウ}シタリ、又ハウソイツハリノ文書^{ヅガ}カ、モシクハ圖畫^{ヅガ}チ作り、又ハ不實^{フジツ}ノ記載^{キザイ}チサセタモノト同^{ドウ}ジ刑^{ケイ}ニ處^{シヨ}スルノデアル。

コノ條ニオイテハ未遂罪^{ミスイザイ}モマタ罰^{バツ}スルコトハ、前條^{ゼンジョウ}ニオイテ未遂罪^{ミスイザイ}ノ規定^{キョウテイ}チ示^{シメ}シタノト同^{ドウ}ジコトデアル。ツマリ文書^{ヅガ}又ハ圖畫^{ヅガ}チ行使^{カウシ}セントシテ、イマダ遂^トダザリシモノモ不問^{フモン}ニ付^フスルコトハセメノデアル。

第五百五十九條 行使^{カウシ}ノ目的^{トク}ヲ以^タテ他人^{タニ}印章^{インシヨウ}若クハ署名^{シヨメイ}ヲ使用^{シヨウ}シテ權利^{ケリ}、義務^{ギム}又ハ事實^{ジツジツ}證明^{コウメイ}ニ關^カスル文章^{カクシ}若クハ圖畫^{ヅガ}ヲ偽造^{ヘンゾウ}シ又ハ偽造^{ヘンゾウ}

シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ捺押シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖書ヲ偽造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕事實證明 ○捺捺

コノ條ハ他人ノ印章ヲ署名ナツカツテ偽造ノ文書ヲ作ルモノヲ罰スル規定ヲ示シタモノデアアル。

本條ノ五ヶハ、第五百五十五條ト略似タコトデアアルカラ、説明ハ略スルコト、シテ、アルトコロニツキノ間ニ答ヘルコト、スル。

問 本條ニオケル罪ノ構成スル行為ハイカン。

答 第一項ニオイテハ、行使ノ目的テ他人ノ印章ヲヌスミ、モシクハソノ署名ヲ不正ニツカツテ、權利義務又ハ事實ノ證明ニカ、ル文書、モシクハ繪圖ヲ偽造セシコトナラビニ偽造シタル他人ノ印章モシクハ署名ナツカツテ、權利義務又ハ事實證明ニカ、ル文書繪圖ヲ偽造シタモノ。第二項ハ以上トハチガツテ變造シタ場合ノトキ第三項ハ印章ノ捺捺ノナイモノデアアル。カクノ如キハスベテコノ條ニヨツテ罰スルノデアアル。

問 第一項ノ前段ニアル印章ハ、盗用シタモノデアアルカ。

答 然リ。

問 權利義務ニ關スル文書トハイカナルモノナイフカ。

答 タトヘバ賣買、貸借、交換ナドニカ、ル契約書、委任狀、受取證書、商品ノ切手ナドモコノ内ニアルコトデ、單ニ財産ノミニカギツタモノデアナイ。

問 民事ニカ、ルモノデアアルカ。

答 民事ニカ、ルモノト刑事ニカ、ルモノトノ區別ハナイ。

問 事實證明ニカ、ル文書トハイカナルモノチイフカ。

答 法律上事實ノ證據トナルベシ文書ノコトテ、ツマリアル事件ニツイテ、ソノ事ノアルナシヲ證明スル文書ハスベテ事實ノ證明トイフノデアアル、サレバ一通ノ手紙デ

モ、願書ノ類デモミナコレニ屬スルコトデアアル。

問 他人ノ印章トハ、實印ノコトデアアルカ。

答 實印ニテモ、認印ニテモ、店印ニテモ、ソノ家ソノ人チ代表スルモノハ、スベテ印章トイフノデアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

問 偽造ト變造トノ區別ハイカ。

答 偽造罪ハ、マコトナラザル他ハノ名義チツカツテ文書ヲ作成スルコトテ、名義ガ眞正デナイモノ、變造トハアル文書ノ内チカヘテ、ソノ證據トナル力チカヘルコト例ヘバ證書ノ金高ヤ日附チカヘルノ類デアアル。

罰金ニ處ス

〔字解〕 提出^{サシイ} ○ 診断書^{サシイ} ○ 検案書^{サシイ} ○ 死亡證書^{サシイ}

コノ條ハ醫師ガ公務所ニサシ出スベキ書類ニ虚偽ノ記載チナキニ罰スル規定デア

ル。

醫師ガ公務所ニ差出スベキ、診断書^{サシイ}ハチ或人ノ病氣ガイカナルモノデアアルカト見

立タルモノデ、又ドヘバ無病ノ人ニモ病ノアルヨウニイヒ、肺病^{ハイビョウ}デアアルニ病氣ノナイ

ヨウニイフガゴトキ、又檢案書^{ケンアンショ}スナハチ死體^{シタイ}チトリシラベテ、全テ自殺^{ジサツ}シタモノカ又

ハ首^{クビ}チシメラレ殺^{コロ}サレタモノチ、病氣^{シヤク}チ死^シンダヨウニスルモノカノゴトキ、又死亡書^{シゴウショ}

ナハチ流行^{リウコウベツ}病^{ビョウ}ニテ死亡^シセシチ普通^{フツウ}ノ病氣^{シヤク}ニテ死亡^シセシガゴトク届出^{トクイ}チシガゴトキハ、

三年以下ノ禁錮^{ケンコ}カ、又ハ五百圓以下ノ罰金^{バツキン}ニ處スルトイフノデアアル。

第百六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖書^{ツブガ}ヲ行使^{コウシ}シタル者ハ

其文書又ハ圖書^{ツブガ}チ偽造^{ギゾウ}若クハ變造^{ヘンゾウ}シ又ハ虚偽^{キョウギ}ノ記載^{キサイ}ヲ爲シタル者

ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ、行使セシモノニツイテノ罰ヲ定メタモノデアアル。
前二條ニ記載シタノハ、偽造シタニトマル場合デアアルガ、イヨクコレヲ行使シタル
ニオイテモ、偽造又ハ變造モシクハ虚偽ノ記載ヲナセシモノト同シ刑ニ處スルノデアアル
コレハ前ノ第五十八條トホゞ同シコトデアアル。
前項ノ未遂罪モマタコレヲ罰スルノデアアル。

問 行使スルトハ、イカナル場合ヲ行使シタモノトシテ罪ノ成立ツモノデアアルカ。
答 ソノ文書が實際ニ效カチナセシトイナトニカ、ハラズ、ソノ目的ヲ他人ノ前ニ出

シタトキテ、カナラズ他人ガソノ文書又ハ繪畫ニアザムカレト、アザムカレトノ
區別ヲ要セヌコトデアアル

第十八章 有價證券偽造ノ罪

コノ章ニ有價ノ證券ヲ偽造シタ罪ヲ規定シタノデアアル、有價證券トイフハ左ノ種類ノ
モノデアアル。

公債證書 官廳ヨリ發セシ證券 會社ノ株券 爲替手形
コウサイシヨウシヨ カンチヨウ カンチヨウ
ケンケン ケンケン トウヨウ カカク
スベテ現金ニアラズトモ、現金ト同様ニ價格アルモノハ、スベテ有價證券トスルノデア
ル、猶各條ニオイト説明スルデアラゾ。

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株

券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ
懲役ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

コノ條ハ有價ノ證券ニ偽造シタリ、又ハ虚偽ノ記入ヲナセシモノヲ罰スル規
定デアアル。

公債證書、官廳ノ發行セシ證券、會社ノ株券ハモトヨリ、ソノ他ノ有價證券ス
ナハチ爲替手形ノ類、スベテ現金ニヒトシク價ノアル證券ヲ偽造シタリ、又ハ變造シタ
リスルモノハ、三月以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。
マタ行使スル目的テ、有價ノ證券ニ、全ク事實ノアリモセス、イツハリノ記入ヲシタモ

ノモ、前項ト同シク罰スルトイフノデアル。

問 假想ノ人ノ名義スナハチ、實際ニ果シテソノ人がアルノデモナイノニ、デタラメノ名義ヲモツテ手形ヲフリ出シタトキハ、イカナル罪トナルカ。

答 コレハ手形ノ偽造行使トナルノデアル。

問 虚偽ノ記入トハイカナルコトチイフカ。

答 日付ヤ金高ノ如キ、手形ノ要件タルコトガラガ、マコトノ記入デナイコトチイフノデアル。

第六十三條

偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔字解〕 虚偽ツウハイ○記入カキ○交付スタ○輸入ガイコクニテコシテハ

コノ條ハ、有價ノ證券ヲ偽造又ハ變造シ、オヨビ有價ノ證券ニ虚偽ノ記入ヲナセシモノ

ガ、コレヲツカツタニツイテノ罰ヲ規定シタモノデアル。

前條ニオイテハ、タゞ有價證券ヲ偽造シタリ、虚偽ノ記入ヲナセシモノヲ罰スルトイフノ規定デアツタガ、コノ條ハコソナ行使シタ場合ニオイテノ罰デアル然ルニコレモ前條ト同様ノ刑ニオイテ罰スルトイフハ、少シクフツリアヒノヨウデアアルガ、行使トイフ以上ハ、直接ニ害ヲオヨボスモノデアアルカラ、カクノ如ク定メタノデアアル、ソシテ未遂罪モマタコレヲ罰スルノデアアル。

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條

行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又

ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

〔字解〕

御璽^{ゴヨシ}、國璽^{クニヨシ}、御名^{ゴノナ}、不正^{フセイ}

コノ條ハ、御璽、國璽ヨビ御名テイツハリシモノニツイテノ罰ヲ規定シタモノデアル
行使スルノ目的ニテ天子ノ御印、日本帝國ノ印、又ハ御名印章ニキザンダモノヲ偽造
シタモノハ、二年以上ノ有期懲役ニ處スルノデアアル。
又前項ノ御璽、國璽又ハ御名不正ノコトニ使用シタモノ、モシクハ偽造シタ御璽、國

璽又ハ御名ナツカツタモノモ、前項ト同シ罰ニ處セラル、ノデアアル。

問 第二項ノ御璽、國璽又ハ御名不正ニツカフトハ偽造ノ印章デハナイカ、

答 コレハ盗用スルモノ、コトデアアル、偽造トイフハソノ次ノ明文ニ示シデアアル。

問 不正ニ使用スルトハイカナルコトカ、

答 眞正ノ印章マシラステ、ソノ印チオチコトノナラヌ書類、ソノ他ノ物ニ押スカ、又ハ

ステニオシタ白紙^{ハクシ}がアツタノニ、他ノ事ガラテ書キ入レテツカフカ、又ハ他ニ押シ

テアル紙ヲ切りトツテ、別ノ書類ヘ貼リツケルカスルガゴトキコトチイフノデアアル

問 コレ等ノ所爲ハ、犯人ガミヅカラ爲スニヨツテ罪トナルカ、他人チシテ爲サシムル

ハ罪トナラヌカ。

答 犯人ガミヅカラ爲スト他人ニ爲サシムルトハ問フトコロデハナイ。

第六十五條

行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名

名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタ

ル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

コノ條ハ、公務所又ハ公務員ノ印章モシクハ署名チ偽造シタ場合ニカ、ル罰ヲ規定シタ
モノデアアル。

コノ條ノ意ハオノヅカラ、明カナコトデアルカラ、問チ待ツテ答ヘルデアラウ。

問 第二項ノ不正ニ使用スルトイフ印章ハ、偽造トハイフモノ、盗用シタノデアアルカ、

盗用シタモノトスレバ、公務員ノ所爲カ、又ハソノ公務所ニアル小使又ハ雇員、

モシクハ給仕ナドナラン、コレ等モノノ罰ハ同シコトデアアルカ。

答 盗用デアアル、ソシテ明文ハナケレド、ソノ公務所ノ所員ナルトキハ、ソレダケノ制

問 裁ガナクテハナラヌ、ソノ刑ハ條文ニ示シタ範圍内ニテアツカフモノデアアル。

答 公務員ガソノ名チ書ヲコトデアアルガ、同ジ名チ書クトイツテモ、大阪府知事 高崎親章トスルノガ、公務員トシテノ署名デ、タゞ高崎親章トバカリシタノハ本條ノ謂フ署名デハナイ。

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

〔字解〕 記號

コノ條ハ、公務所ノ記號ヲ偽造シタモノ、罪ヲ規定シタノデアアル。記號トハ、シノコトヲ大ニ大阪府圖書トイフ 印章、大阪府警察部検査濟トイフ印ノ如キ、又ハ器具ナドニ用ヒタル烙印ナドノゴトキハコレデアアル、コレモ行使ノ目的

テ偽造シタモノ、又ハ盜用シテ不正ノコトニツカツタモノ、モシクハ偽造シタモノヲ使用セシモノ、トモニ三年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。

第六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス 他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

コノ條ハ他人ノ印章ヲ偽造シタモノニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。コノ條モ別ニ説明スルマデハナイコトデアアルガ、コノ條文ニアタルコトハ世間ニ多イコトデアアルカラ、スコシク參考ノタメニ述ベテオケコト、スル。

本條ノ他人ノ印章トイフハ、一己人ノ私印デアツテ、ソノ人ヲ代表スルモノデアアル。ソシテソノ私印トイフ中ニハ、商店ノ印モ、私設ノ會社ノ印モフケンデナルコトデアアル。

ノテハナイ、他人が見テイカニモ是ハソノ人ノ印デアルト信シサヘスレバ、ソレテ偽造トナルノデアアル、デアアルカラ、私印ハ偽造シタバカリテハ罪ノ成立スルモノデアナクテ行使ノ目的ヨリシタモノデアナクテハナラヌコトデアアル。

他人ノ署名ヲ偽造スルトハ、全クハソノ人がナクトモ、第三者ニオイテマコトソノ人がアルト信ズル以上ハ罪トナルモノアル、タトヘバ大阪高麗橋、丁目一番地ニ大野小平トイフ人がアルトシテ署名シタノ行使スル場合ニ人が、如何ニモソノ人がアルモノト認ムレバ、ステニ本條ノ罪ハ成リ立ツタノデアアル、モシ同ジトコロニ豊臣秀吉トイフガアルトイフモ、人ハコレヲ信セヌカラ、偽造罪トハイハレヌコトデアアル。不正ニ使用スルトイフハ、モトヌスンテ用ヒシモノナレバ、ソノ印モ署名モ勿論マコトノモノデアナクテハナラヌ。

間 代理人が本人ノ名義ヲツカヒ、又ハ使用人が主人ノ名ヲツカヒシガゴトキハ不正ニ使用セシモノデアアルカ。
答 不正デアナクテ正當ノ行爲デアアル。

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六

十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ニカ、ルコトヲ規定シタノデアアル。
印章偽造ノ中ニオイテ、未遂罪モトモニ罰スルノハ次ノ各項デアアル。
第六十四條ノ第二項御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ、又ハ偽造セシ御璽、國璽又ハ御名ヲ使用セシモノ。

第六十五條ノ第二項ノ公務所、公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ、又ハ偽造シタル印章署名ヲ使用セシモノ。
第六十六條ノ第二項公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造ノ記號ヲ使用セシモノ、又ハ第六十七條ノ他人ノ印章及ビ署名ヲ不正ニ使用シ、又ハ偽造セシモノヲ使用シタルモノデアアル。

第二十章 偽證ノ罪

コノ章ニハ偽證ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル、偽證トハ證據トナルベキコトナ、イツハリシモノニテ、ツマリ 證人タルモノガ虚偽ノコトヲ申シ立テ、鑑定人が偽リノ

鑑定ナシタモノニツイテイフコトデアル。

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 宣誓 マチガヒタイハマド ○證人 コニヨク

コノ條ハ、法律ニヨツテ裁判ノコトニカ、リ、ソノ證據人トシテ呼ビ出サレタモノハソノ證言ニツイテハマコトノコトヲ申立ツベキコトヲ裁判官ニカツテカラ證言ナスルモノデアアルカラ、眞實ノコトヲ申立ツベキハ、勿論ノコトデアアルガソレニモカ、ハテズ事實ノ相違スルコトヲ言ヒ立ツルモノハ、被告人ヲ保護スルノ意ヨリイヅルト、オトシイレヨウトスルトノ二ツノ所爲ニ外ナラマノデ、タメニ公平ナル裁判ヲナシ得メコトノアルモノデアアル、ヨツテ三月以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 知ツタコトモ知ラヌトイフハ偽證デアアルカ。

答 コレヲ被告人ヲ保護シ又ハオトシイレントスル意ヨリ出デシモノハ偽證トナルノデアアル。

問 證人ノ證言ハカナラズ裁判所ニオイトスルニトママルカ。

答 證人が病氣ソノ他ノ事故ニテ出頭スルコトノデキヌトキハ、豫審判事ハ證人ノテルトコロニ就テコレヲ取りシラフベキコト、刑事訴訟法ノ定ムルトコロデアアル、サレバカナラズ法廷ナラズトモ、偽證ノ罪ハ成リ立ツモノデアアル。

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

〔字解〕 懲戒處分 イマシメン ○自白 マチンデアル

コノ條ハ偽證シタモノガ自白シタトキノ規定デアアル。

前條ノ罪ヲオカシテ偽證ノ申立テシタモノガ、ソノ事件ガ裁判確定ニナラマ前、又ハ懲戒處分ノスママ前ニ、自分カラ白狀シタトキハ、ソノ偽證ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトガデキルノデアアル。

問 コノ自白ハ總則ノ自首減刑トハチガフカ。

答 總則ノ自首減刑トハ、減輕スルニトマツテ、免除スルトイフコトガナイ、コノ條

第七十一條

法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽 鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

〔字解〕

鑑定人(メキ)ス ○通事(ツウジ) ○通譯(ツウジ)

コノ條ハ鑑定人又ハ通事ニカ、ル罪ヲ規定シタモノデアアル。鑑定人トハ、アル業ノ専門家デ、タトヘバ刀劍ノ鑑定、書蹟ノ鑑定、印判ノ鑑定ノゴトキモノ、通事トハ外國人デ言語ノ通ゼヌモノガアルト、ソノ言語ニ通ズルモノニキ、取ラセテ、日本語ニ直シ、日本語チ外國語ニシテ外國人ニ聞カシムルモノデアアル、ソコデコノ條ハ法律ニヨツテ宣誓シタモノ、スナハチ鑑定人ヤ、通事ガ、虚偽ノ鑑定チシタリ又ハ通譯チシタリスルトキニハ、コレモ偽證ノ罪トシテ前二條ト同ジク罰スルトイフノデアアル。

第二十一章

誣告ノ罪

コノ章ハ人チ罪ニオトジイレヨウトスル意思ガアツテ、人ノ惡事ナドチアバキ、事實ノ

ナイコトヲ官ニ申立テル罪デアアル、スナハチ、アリモセヌコトチ、アルヨウニイヒタツルノデアアル。

第七十二條

人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者第百六十九條ノ例ニ同シ

コノ條ハ、誣告ノ罪ヲ規定シタモノデアアル。

人チシテ刑事ノ處分、又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケサセル目的デ、ウソイツハリノ申立テチシタモノハ、第百六十九條ノ例ニヨツテ、三月以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 人トハ一人チ指スカ、又ソノ人名ナドモ詳カニ申告スルノデアアルカ。

答 一人ト數人トノ別ハナイ、又ソノ氏名チ指サストモ、ソノ人相ニテ誰タルコトチ知

り得ベクスルモノハ、ソノ氏名チ指シタモ同ジコトデアアル。

問 裁判官ノ問ニ答ヘシモノモコノ罪トナルカ。

答 申告トイフハ自ら進ンデイフコトデ、裁判官ノ問ニ應答セシモノデアハナイ。

第七十三條

前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前

又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

コノ條ハ前條ノ申告者が白狀セシ場合ノ規定デアアル。
前條ノ申告者ナセシモノガ、ソノ事件ノ裁判ガ確定スル前又ハ懲戒處分ノオハルニ至ラヌ前ニオイテ、虚偽ノ申告ナリシコトヲ自白シタトキハ、ソノ刑ヲ輕減スルカ又ハ免除スルコトガデキルノデアアル。

第二十二章

猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

本章ニ規定シタル猥褻トイフハ男女ノ陰部ニカ、ルミケルシキサマナイヒ、姦淫トハミダラナルフルマヒチスルコト、スナハチ男ガ女ニ對シ、女ガ男ニ對シテ淫行ヲナスチイフ、重婚トハカサネテ婚姻ヲムスブコトデアアル、ソノ詳細ハ各條ニツイテ述べルコト、スル。

第七十四條

公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ料料ニ處ス

〔字解〕 公然オモテムキ ○猥褻ミダラ

コノ條ハ公然ト猥褻ノ行爲ヲナセシモノヲ罰スルノデアアル。

公然ト人目ニ觸レ衆人ノ往來スル場所、往來ヨリ見ユルトコロナドニオイテ猥褻ニラタルコト、スナハチ陰部ヲアラハシテ色情ヲヨビオコスガゴトキコトヲスルモノハ、料料ニ處スルノデアアル。

問 公然トイヘバ、浴場ニオイテ裸體トナルガゴトキモイフカ。

答 カクノゴトキハ本條ノ猥褻トイフノデハナイ。

問 男女ガ共ニナセシコトニノミトゾマルカ。

答 カナラズシモ相手方ノアルモノチイフノデハナイ。

問 夫婦間ノ所爲ノゴトキモ罰スルカ。

答 勿論公然デアツタトキハ罰スルノデアアル。

第七十五條

猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ

公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル亦同シ

〔字解〕 文書ミダラナコト ○ 圖書マクラモノ ○ 頒布アタイナトラ ○ 販賣ケル ○ 陳列チンレツ

コノ條ハ猥褻ノ文書、圖書ニカ、ル規定デアアル。

猥褻ニカ、ルコトヲ書イテ色情シキジヨウチウゴカスニ足ルベキ書物ソノ他ノ文書、春畫ノ如キ

モノ、ソノ他俗ニイフハリカタナドノ類ヲ無代價ムダイカテ人ニアタヘ、又ハ販賣ハンバイシ、モシクハ

コレチ人ノ目ニツクトコロニナラベオクモノハ、千百圓以下ノ罰金カ又ハ科料シヨニ處スル

ノデアアル、販賣ノ目的ハンバイテ持ツテナルモノモ同ジコトデアアル。

問 頒布トハ一人ニアタヘテモ罪トナルカ。

答 ヒロクワタラセルノ目的デアアルカラ一人ニワカツハ罪トハナラヌ。

問 陳列トハ、陰部ノ形インブチツクリシ物チナラバルコトデアアルカ。

答 文書、圖書モソノ内ニアルコトデアアル。

問 文書ノ如キハソノ題目タイモクスナハチソノ書ノ標題ヘウタイシユンガガ春畫トアレバ、ソレテ罪トナルノ

デアアルカ。

答 表題ヒョウタイデハ罪トナラヌ、ソノ内容ナイヨウニヨルコトデアアル。

問 販賣トハ公然スルコトデアアルガ、若シ秘シテ販賣スルトキハ罪トナラヌカ。

答 發見サレタトキハ罪トナル、同ジモノガ數部スウブモアリ、且ツソノ家が文書圖書チ賣ル

家ナルトキハ、無論販賣ノ意ナリトスルコトデアアル。

第七十六條

十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行ボウコウ又ハ脅迫キョウハクヲ以テ猥褻ノ

行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タ

サル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

〔字解〕 暴行ボウコウ ○ 脅迫キョウハク

コノ條ハ十三歳以上ノ男女ニ對シテ猥褻ノ行爲チナセシ場合ノ規定デアアル。

コ、二十三歳以上ト年齢ネンレイチ定メタノハ、十三歳以上ノ男女ハステニ猥褻ノ何タルコトチ

知ツテ、オノレノミサチチ守リ、猥褻チフセグノ意思イシハアルベキモノトシテ、カク定メ

タノデアアル、又十三歳ニ滿タザルモノハ、マダ色情シキジヤウガウゴカマカラ、猥褻ノ行爲ノ何

タルコトチ知ラヌトシテ定メタノデアアル、ソコテ十三歳以上ノ男女ニ對シテ暴行ボウコウ又ハ

脅迫^{キヨウハク}ヲモツテ猥褻ノ行爲ヲ爲セシモノハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデア
十三歳ニ滿タヌ男女ニ對シテ、猥褻ノ行爲ヲシタモノモ、コレ同シコトデア
問 暴行^{ボウキョウ}脅迫^{キヨウハク}トハイカナルコトナイフカ。

答 相手方^{アヘテカタ}がゴバムチ、腕力^{ワンリキョク}テオシノケタリ、意ニ從^{シタ}ガハヌトキハ殺^{コロ}ストカ、打^ウツト
カイヒテ、オドシツケルコトデア
問 十三歳以上ノモノハ、コレヲ承諾^{シヨウダク}スルトキハ罪トナラヌカ。

答 承諾^{シヨウダク}セシモノハ公然^{コウゼン}ノ場合ノ外ハ罪トナラヌデア
問 十三歳未滿^{ミマン}ノモノニ對シテハ暴行^{ボウキョウ}脅迫^{キヨウハク}ノ文字ナキハ如何。

答 暴行^{ボウキョウ}脅迫^{キヨウハク}ヲモツテスルトキハ猶更^{ナチヤラ}ノコトデア
問 承諾^{シヨウダク}セシトキハ十三歳以上ノモノト同シキカ。

答 承諾^{シヨウダク}セシモノトテモ罰^{バツ}スルノデア、何トナレバ未^{イマ}ダ猥褻^{ワイセツ}ノ何タルコトヲ知^チラヌカ
ラ、眞^{シン}ノ承諾^{シヨウダク}トハイハレヌカラデア
問 コノ條ニイフトコロハ色情^{シキシヨウ}ヲトゲントスルモノノミニツイテイフコトデア
答 色情^{シキシヨウ}ヲ遂^ツゲントノ意ニアラズ、猥褻^{ワイセツ}ノタムレチナスモノデア、必^{カナラ}ズシモ

男ト女トノ間ニアルバカリテハナイ、男ト男、女ト女トニテモ同シコトデア
問 コノ條ニイフ猥褻^{ワイセツ}ト姦淫^{カンイン}トハドレホドノチガヒガアルカ。

答 猥褻^{ワイセツ}トハタゞミダラナルコトヲスルトイフマデニテ、姦淫^{カンイン}トハ淫欲^{インヨウ}ヲ遂^ツゲルチイフ
ソノ差^サハ後^{ノチ}ニオノヅカラ分^{ワカ}ルコトデア

第七十七條 暴行^{ボウキョウ}又ハ脅迫^{ケウハク}ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫^{カンイン}シタル
者ハ強姦^{ゴウカン}ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿^ミタサル
婦女ヲ姦淫^{カンイン}シタル者亦同シ

〔字解〕 姦淫^{カンイン}トナスル ○強姦^{ゴウカン}オカス
コノ條ハ婦女ヲ強姦^{ゴウカン}シタモノヲ罰スル規定デア
暴行^{ボウキョウ}ヲ脅迫^{ケウハク}ノ行爲ヲ以テ、十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫^{カンイン}シ、淫事^{インジ}ヲ遂^ツゲタルモノハ、強姦^{ゴウカン}
罪トシテ、二年以上ノ有期懲役ニ處スルデア
マタ暴行^{ボウキョウ}ヲ脅迫^{ケウハク}ヲモチキザルモ十三歳以下ノ婦女デアツタトキニハ姦淫^{カンイン}シテ色情^{シキシヨウ}ヲ
遂^ツゲタモノハ前項ト同シ刑ニ處スルデア

第二編 罪

二三一

問 姦淫スル場合ノ暴行脅迫トハイカナルコトチイフカ。
答 女子ノ力ノ弱キニ乗ジテ、ソノコバムモ聞カズ腕力ヲ女子チネチフセ、手足チ

バリツケルガ如キ、又ハ聲チ立テルト殺ストオドカシテ刃物チツキツケルガ如キチ
イフ、モシ男子ガ弱クテ女子ガ強キニ、女子ガコレチフセガザリシガ如キハ事實
問題デアアル。

問 暴行者ト姦淫者トハ同一ノ人デアアルベキカ。
答 必ラズシモソノ人ニ限ラズ、他人ガ暴行チ加ヘテ手足チオサヘ、姦淫者ハ姦淫ノ

ミセシトキハ共犯トナルデアアル。

問 十三歳ニ満たザルモノハ承諾セシモノモ強姦トスルデアアルカ。
答 強姦トスルデアアル。

第七十八條

人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心
神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ニナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又
ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

〔字解〕

心神喪失 リココロチミダレタ
○抗拒不能 ガデキヌ

コノ條モ強姦ノ場合チ規定シタルデアアル。

人ノ心神喪失スナハチ、ウマレナガラノバカアホツカ、精神ガミダレテワケノワカフ
ヌモノガ、若クハ力が足ラズシテムカヒスルコトガデキヌトキ（モツトモ暴行脅迫ノ
時テハナイ、例ヘバヨク眠ルカ、酒ニ酔フタトキ下）カ、又ハ相手方チシテ心神ノ
シナハセ、モシクハ抗拒不能ニナラセル、スナハチ藥酒チノマセテ昏睡セシムルガ如キ
行爲チシテ姦淫チ遂ゲタルモノモ、前ノ二條ト同シクソノ罪チ論ズルデアアル。

第七十九條

前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪チ罰スル規定デアアル、コノ姦淫ニツイテノ既遂ト未遂トハソノ區別ノツ
キカナルコトデアアルガ、一般ニハ男女ノ生殖器ガ交接シタルトキデ、精液ノ洗出ト否
トニカ、ハラヌトイフコトニナツテナル、サレバ姦淫セラレタモノガ、ソノ心ニ生殖
器ガ交接シタル感シタ以上ハ、ソレチ程度トシテ既遂サスルデアアル、猶コレニハ多ク
ノ説モアレド、コノニハ略シテオク。

第八十條

前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第七十六條ヨリ第七十九條ニイタルマデノ罪ハ、ソノ被害者が告訴スルニヨツテハシメテソノ罪ヲ論スルコトデアアル。

問 告訴スルモノハソノ本人ノミデアアルカ。

答 ソノ被害者デアアルコトハ勿論ナレド、ソノ親權ヲオコナフモノヨリスルコトモアル

又 法定代理人ノコトハ民法及ビ刑事訴訟法ニオイト定メテアル。

第八十一條

第七十六條乃至第七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ猥褻・姦淫ニカ、ル罪ヲオカシテ、ソノタメニ人ヲ死ナシメ、又ハ傷ヲオハセタルモノアルトキハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルデアアル。

至第七十九條ノ罪ハ告訴ナマツテソノ罪ヲ論ズルコトニナツテナル、シカルニコノ條ニハ何等ノ規定ガナイカラ、被害者ノ告訴ハナクモ、起訴シテコレヲ所罰スルコトヲ

得ルデアアル、コレ前者ニハ名譽ニカ、ルオソレガアルカラデアアルガ、コノ條ニアタルトキハ、モハヤソノ罪ヲ問ハズニオクコトハナラヌデアアル。

第八十二條

營利ノ目的ヲ以テ淫行ニ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 營利ノ目的ヲ以テ淫行ニ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦

コノ條ハ婦女ノ淫行ヲ勸誘セシ罪ヲ規定シタデアアル
利益ヲ得ントスル目的ヲモツテ、コレマデニ品行モ善良ニシテ未ダ男女ノ交接ヲモ知ラザル無垢ノ婦女ヲアマキコトバヤ、モシクハムリニ強ヒテス、メタテサソヒダシテ、姦淫ヲトグサセタモノハ、三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。
またコノ條ニハ明文ハナケレド、部屋ヲカシタリ、又ハソノ一方ノ相手方チ他ノ一方ノナルトコロヘサソヒ行キシモノモ、コノ條ニヨツテ罰スルデアアル。

問 コノ條ハ密賣淫トハチガフカ。

答 婦女が密賣淫デアアルトキハ淫行ノ常習ナキモノトハイハレヌコトデアアル。

第八十三條

有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者モ亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ效力ニ依リテモ同シ

〔字解〕 有夫婦ヲツトニア ○姦通トコト ○相姦シ ○本夫ヲツトノ ○縱容スル ○效力ニ依リ

コノ條ハ姦通罪ヲ規定シタモノデアル。

夫ノアル婦ガ、他ノ男ト通シタルトキハ、姦通トイフノデアル、ソノ姦通シタ婦女ハ二年以下ノ懲役ニ處シ、ソノ婦女ト姦シタルモノモ、同シ罪ニ問フノデアル。

コノ條ノ第一項ニ定メタ罪ハ、本夫ガ告訴スルヲ待テハシメテ論ズルコトデアル、モシモ前ニ本夫ガソノ姦通ヲ知ルシタルトキニハ、告訴ノ效力ニ依リテモ同シ。

問 有夫ノ婦トハ戸籍上婚姻契約が成リ立チシモノ、ミニイフノデアルカ。
答 モ下ヨリノコトデアル、ソノ實夫婦ノ關係ハアツテモ婚姻契約が正式ニデキテ

ヲネバ、マコトノ夫婦トイフコトハナラヌコトデアル。

第八十四條

配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタルモノ亦同シ

〔字解〕 配偶者アル ○重ネテイフ

コノ條ハ重ネテ婚姻セシ罪ニカ、ルコトヲ規定シタノデアル。

スベテ婚姻ハ夫婦ノ契約ノ成リ立チシモノヲイフノデ、ソノ一タビ婚姻契約が正式ニ成リ立チシトキハ、カサネテ婚姻スルコトハナラヌモノデアル、尤トモソノ婚姻ガステ

ニ取消サレタトキハ、サテニ婚姻スルモ意ノマ、デアルカラ、コノ條ニイフ配偶者アルモノトハ、婚姻ヲ正式ニオハリテ、夫ガアリ妻ガアルモノガ、ソレニカ、ハラズ、

夫ガ別ニ他ノ婦女ト婚姻スルモノガ、婦ガ他ノ男子ト婚姻スルモノガ、コレヲ重ネテ婚姻シタモノトシテ、二年以下ノ懲役ニ處スルノデアル、ソシテソノ相手方モ同シ罪ニ問ハル、コトデアル。

問 若シ正式ノ婚姻ヲナセシモノデ、ソノ夫ガ死セシトキハイカン。

答 配偶者ノ一方が死亡シタトキハ、第二ノ婚姻ヲナスモ妨ナキコトデアアル。

第二十三章

賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

コノ章ハ賭博オヨビ富籤ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

賭博トイフハ、賭事ノ博戯ノコトヲイツタモノデ、賭事トイフハカケゴトノコトデ、トヘバ角力ノ勝敗、競馬ナドニツイテ、コレガカナラズ勝ツトオモフモノガソノ意思ニヨツテ勝負チアラソフモノ、博戯トハ双方カラ金錢物品チアル條件ツキニテ出シ合ヒ勝チシモノガソノ双方カラ出シチアル金錢物品チトルコトデアアル、富籤トイフハ多クノ人ヨリ金錢チアツメテ、コレヲ幾何カノ數ニワケ、猶ホ多キモノト少キモノトチコシラヘ、カネテ札チ賣ツテ、ソノ札ニアタツタモノニ、ソノ札ニシルシタ金錢チワタスモノデ、アタルモノニハ何千何萬圓ヲ得ルモノガアンドアタラヌモノニハ一錢モアタラヌトイフノデアアル、コレ等ハツマリ産業チサマタゲ國運ノ進歩チ害スルモノデアアルカラ、重ク罰スルコトニシタノデアアル。

第八十五條

偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事チ爲シタ

ル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限リニアラス

〔字解〕

偶然シタト○輸贏カチ○財物キンセン○博戯バク○賭事カケ○娛樂タナブサミ

コノ條ハ、偶然ノカチマケニカ、ル賭博ノ罪ヲ定メタノデアアル。
折ニフレテ金錢物品チモツテ博戯スナハチバクチヤカケゴトチ勝負チアラソフモノハ、千圓以下ノ罰金ニ處スルカ又ハ科料ニ處スルノデアアル、但一時ノナクサミノタメニ、タノシミトナルベキモノチ賭ケテナシタルモノハ、コノ條ニオイト問フベキノ限リデハナイ。
問 飲食物ノゴトキハ、娛樂ニ供スルモノトイフベキカ。
答 飲食物デアツテモ、金錢ニ代用シタトキノゴトキハコレチ罰スルモノデアアル。
問 然ラバ娛樂ニ供スルモノトハ、イカナルモノデアアルカ。
答 ソノ認定ハ裁判所ニマカセタモノデ、ツマリソノ意ガ賭博ニアラネバ罰スルノカギリデナイトイフノデアアル。

問 偶然トイフハイカナル意味カ。

答 僥倖トイフ意味テ、勝負ノ結果ガモトヨリ知リガタキモノデアアル。

第百八十六條

常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 常習ツネニシテ ○賭博場トスルハカケエ ○開張トスルハシヨナヒ ○博徒トスルハウチ ○結合トスルハツケル ○利ヲ圖リヨウトスル

コノ條ハ、前條トハチガツテホトンド賭博ヲ營業トシテナルモノヲ罰スルノ規定デアアル。

不斷ニ常職ノゴトクニ博戯又ハ賭事ヲスルモノハ、イハユル博徒トイフモノデアアル

カクノゴトキハ三年以下ノ懲役ニ處スルコトデアアル

賭博場ヲ開張シテ博戯ヲナスモノハ、俗ニイフトコロノ親分トイフモノテ、多クノ博徒

チアツメテ、テラセントイフモノヲトルモノ、又ハ博徒チアツメテ組合ナツクリ人チサソヒヨセ、博戯ヲス、メルモノハ、トモニ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルコトデアアル。問 賭博ノタメニ座敷チカスモノハ、罪ハナイノデアアルカ。答 カクノゴトキハ、第二項ノ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタルモノトイフニアタルコトデアアル。

第百八十七條

富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

〔字解〕 發賣ダスル ○授受ツタリスル

コノ條ハ富籤ニカ、ル罰ヲ規定シタモノデアアル。

富籤ノコトハ本章ノハジメニ説明シタトホリテ、コレモ僥倖心ヲオコサセテ、良民ヲシテ遊惰ニナガレシムルモノデアアルカラ、賭博ト共ニコレヲ禁止シタモノデアアル、サテ富籤ヲコシフヘテ、札一本ヲ何ホドト定メ、賣リ出シタモノハ、二年以下ノ懲役、又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處スルコトデアアル、富籤ナルモノハコレニヨリテ成リ立ツモノデアアル。

富籤ノ發賣ヲ取次イテ、多クノ人ニ買ハシメントスルハ、富籤ノ興行ヲダスグルモノデアアル、コレ等ハ一年以下ノ懲役カ、又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

以上ノ第二項ノ外ニ、富籤ヲ受ケラタシスルモノ、スナハチ官ノユルシヲ得ズシテ發賣シタ富籤ヲ買取り、又ハ賣渡シ、モシクハ代金ヲ取ルトラヌニカ、ハラズ受ケラタシセシモノハ、三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルノデアアル。

問 コノ法律アル以上ハ明治十五年第二十五號ノ布告ニアル富籤賣買ニカ、ル法律ハ消滅シタモノデアアルカ。
答 消滅シタモノデアアル。

問 富籤ノ札ヲ買フニ未ダ金ヲ拂ハザルモノハコノ條ノ罪ニハナラヌカ。
答 代金ヲ拂ヒシト否トニカ、ハラヌコトデアアル。

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

コノ章ニハ禮拜所オヨビ墳墓ニカ、ル罪ヲ規定シタモノデアアル。禮拜所トイフハ、神佛ヲマツルトコロ、墳墓トハハカノコトデアアル、カクノゴトキハ、ワレワレノ敬スベキトコロデアアルノミナラズ、ワカ國體トシテ尊崇スベキモノデアアルカラ、コトサラニコノ章ヲ規定シタノデアアル。

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲

アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 神祠 ○佛堂 ○墓所 ○禮拜所 ○公然

○不敬シツホウ ○説教オシトミチナトキ ○葬式オシヘルトコロ ○葬式オシヘルトコロ

コノ條ニハ神ジン社シャ佛ブツ閣カク、墓所オシヘルトコロノ他ニ不敬ノコトナシタリ、説教セツキヤウヤ葬式オシヘルトコロチサマダゲタリスルモノチ罰スルノ規定キタイデアアル。

第一項ハ神カミヤ神カミノヤシロ、佛ホトケ十佛ジュッブツチマツルトコロ、墓所ハカシヨ、ソノ他多クノ人ノ禮拜所レイハイシヨトシテ信仰シンコウ上ウ參詣サンケイスルトコロニ對シ、人ノ見テナル場所ニオイテ敬禮ケイレイチカクノ行爲ケイレイチナセシモノハ、六月以下ノ懲役チヨウエキ、モシクハ禁錮キンコ、又ハ五十圓以下ノ罰金バツキンニ處スルノデアアル。

第二項ハ、神佛セツキヤウノ説教セツキヤウ、禮拜レイハイ又ハ葬式オシヘルトコロチサマダゲルモノハ、一年以下ノ懲役チヨウエキモシクハ禁錮キンコ又ハ百圓以下ノ罰金バツキンニ處スルノデアアル。

問 説教、禮拜レイハイチサマダケルトハ、イカナルコトチスルノデアアルカ。

答 説教セツキヤウ者モノチアザケツタリ、ノ、シツタリ、大聲オホコエチアゲタリ、又ハ暴行ボウコウチシテ禮拜レイハイスル邪ジャ魔マヲスルナドノコトデアアル。

問 基督教キリストキョウハソノ國ノ宗教キョウトイフノデアハナク、外國ガイコクノ神カミデアアルガ、コレハコノ條ノ罰金バツキントコロテナイカ。

答 外國ガイコクノ神カミトイヘド、ステニヒロクワガ國ニテ信仰シンコウスル以上ハ、ヤハリソノ國ノ敬禮ケイレイ

スベキモノトシテ本條ニテ罰スルノデアアル。

第百八十九條

墳墓フンボヲ發掘ハツクツシタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 墳墓フンボ ○發掘ハツクツ

コノ條ハ墳墓フンボニカ、ル罪ツミチ規定キテイシタノデアアル。

死屍シシチウヅメタル墳墓フンボチ掘リアバキテ、ソノ中ニアル棺カンチ出シタモノハ、ソノ目的メカノイカナルニカ、ハラズ、二年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第百九十條

死體シタイ、遺骨イコツ、遺髮イハツ又ハ棺内ニ藏置カンシタル物ヲ破壞ハカイ、遺棄イキ又ハ領收レイウシウシタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 死體シタイ ○遺骨イコツ ○遺髮イハツ ○藏置カン ○遺棄イキ ○領收レイウシウ

コノ條ハ死體シタイ、遺骨イコツナドニカ、ルコト又ハ棺内カンニオサメタルモノチウシタリステタリ取ツタリスルモノニツイテノ罰金バツキン規定キテイシタノデアアル。

死體シタイトハ死人シニイノカラダ、遺骨イコツハ死體シタイノ一部ノ骨、遺髮イハツハソノ人ノ髮カミデアアル。カクノ如キ

モノハモトヨリ、又ハ棺桶ノ中ニオサメテアル物ヲソコナヒヤブリ、又ハステタリ、モシクハ取り出シテワガモノトスルガゴトキ行爲ヲナセシモノハ、三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 棺内ニ藏置シタルモノハイカナルモノカ。

答 死人が愛シテキタモノトカ、死人ノ着テアル衣類トカイフガゴトキモノチイフノデアアル。

第九十一條

第九十九條ノ罪ヲ犯シ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、墳墓ヲ發掘シテ前條ノ罪ヲオカシタモノ、罪ヲ規定シタルデアアル。

第九十九條ノ罪ヲオカシ、スナハチ墳墓ヲホリ出シテ前條ニ定メタ罪ヲオカシタモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第九十二條

檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

コノ條ハ、墳墓ヲ發掘シテ前條ノ罪ヲオカシタモノ、罪ヲ規定シタルデアアル。

第九十三條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十五章

瀆職ノ罪

コノ章ニハ、官吏即チ公務員ガ、ソノ職務ヲケガシタル罪ヲ規定シタモノデアアル。

第九十四條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十五條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十六條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十七條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十八條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十九條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一百條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇一條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇二條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇三條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇四條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇五條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇六條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇七條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇八條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一〇九條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

〔字解〕

職權ヲ濫用シテ○義務ヲト○權利ヲカ○妨害セザル

コノ條ハ公務員ガソノ職權ヲ濫用スルヨリ生ズル罪ヲ規定シタルノデアル。

人ニソノ義務ノナイコトヲ行ハセタリ、又ハソノ人ガ行フベキ權利ガアルモノヲサマタ

ゲタルトキ、タトヘバ稅務ノ官吏ガ、アタリ前ノ稅金以外ノ金ヲ徵收シタリ、又ハア

ル稅金ハ六月ニ拂フベキモノヲ、五月ニ拂ハシメタリスルノハ、コノ條ニアタルコトデ

アル、カクノゴトキモノハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラルノデアル。

問 タトヘバ、刑事被告人ガ控訴スル期間ハ五日デアル、ソノ五日ニナツテ控訴セシニ

時間外トイヒテ受付ケズ、タメニ控訴期間ヲ經過セシメシガ如キハ、コノ條ニアタ

答 行フベキ權利ヲ妨害シタモノデアル。

問 然ラバソノ控訴ハ成立セザルナ如何。

答 事實ガタシカニナルトキハ、控訴ノ效ハアルノデアル。

第九十四條

裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者

其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下

ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

〔字解〕 補助○逮捕○監禁

コノ條ハ、職權ヲ濫用シテ人ヲトラヘタリ、オシコメタリスルモノヲ罰スル規定デアル

裁判官ヤ、檢察官スナハチ檢事、警察ノ職務ヲオコナヒ、又ハソノ職務ノ手傳ニス

ルモノガ、ソノ職權ヲミダリニ用ヒテ、人ヲ捕ラヘタリ、又ハ人ヲオシコメタリスル

トキハ、六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアル。

コノ條ニハ、人ヲ逮捕シタリ、監禁シタリスル職務ノアルモノガ、職權上ニオイテスベ

キハ勿論デアルニ、ソノ身分タルガタメニ、法律ニ定メタル條件スナハチ、現行犯

デモナイノニ、令狀モナクテミダリニ人ヲ逮捕シ監禁セシモノハ、コノ條ニオイテ罰

スルコトデアル。

問 補助スルモノトハイカナル人ガ。

答 府縣知事、市町村長ナドノコトデアル。

第九十五條

裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其

職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ凌虐ノ行爲

ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對

シ暴行又ハ凌虐ノ行爲シタルトキ亦同シ

〔字解〕

暴行 ○ 凌虐 ○ 拘禁 ○ 護送

コノ條ハ裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行フモノガ、ソノ職務ヲ行フ上ニオイテ、暴行

凌虐ノ行爲ヲナセシモノヲ罰スルノ規定デアアル。

裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行フ公務員、又ハコレ等ノ職務ヲタスクル人ガ、ソノ職務ヲ

行フ場合ニオイテ、刑事ノ事件ヲ被告トナリシ人ヤ、ソノ他ノモノニ對シテ、暴行ヲシ

タリ凌虐ノ行爲ヲシタルトキハ、三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處スルノデアアル。

又法律命令ニヨツテ拘禁セラレタモノヲ看守スルモノヤ、又ハ拘禁者ヲ護送スル役目ノ

モノガ、拘禁セラレタモノニ對シテ、暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲナシタルトキモ、前項

ト同シク罰スルノデアアル。

問 第一項ノ例ヲ示セヨ。

答 タトヘバ刑事被告人ヲ訊問スルトキニオイテ、ソノ事實ヲ白狀セヌトイフヨリ、
アルヒハ毆打シタリ、縛ツテツリアゲタリ、サマムノ析檻スルガゴトキノ類デア

問 第二項ハ看守ガ靴ニテ蹴タリ、ハダシニテ石道ヲハシラセタリスルガゴトキチイフ

答 然リ、ツマリ獸類チアツカフガゴトキ非道ノフルマヒチスルノデアアル。

問 法令ニヨリ拘禁セラレシモノトハイカナル人チイフカ。

答 既決囚ヤ未決囚ノコトデアアル。

第九十六條

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害

ノ罪比較シ重キニ從テ處斷ス

コノ條ハ前二條ニヨツテ死傷ニイダシタルモノヲ罪スル規定デアアル。

前二條ノ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲナセシタメニ、ソノ人ヲ死ニイタラシメ、又ハ傷ヲ

オフニイタラシメシモノハ、傷害ノ罪ニクラベテ、オモキニヨツテ處分スルトイフノデア
アル。

第九十七條

公務員又ハ仲裁人

其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之

ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ

行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ

懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一

部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價格ヲ追徴ス

〔字解〕 仲裁人 ナカダ ○賄賂 ナイ ○收受 トル ○要求 メル ○沒收 リカミヘト ○價格

○追徴 リタカテ

コノ條ハ賄賂ヲウケタモノヲ罰スル規定デアアル。

公務員又ハ仲裁人が、オノレノツカサドル職務ニカ、ツテ、賄賂ヲ受取ツタリ、又ハ賄

賂ヲ出セトモトメタリ、モシクハ賄賂ヲ出スベシト約束シタトキハ、三年以下ノ懲役ニ

處スルノデアアル、ソノ賄賂ヲウケタリ、出ス約束シタリシタメニ、不正ノ行為ヲシ

タリ、又ハ相當ノ行為ヲセヌトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

前項ノ場合ニオイテハ、ソノ受取ツタ賄賂ハコレヲ官ヘ取り上ゲルコトデアアル、モシク

ノ賄賂ノ全部又ハソノ一部ヲ取りアゲルコトノデキヌトキハ、ソノ金額又ハソノ品

物ニ對スルダケノ價ヲ、ソノ本人カラトリ立テルノデアアル。

問 第一項ノ例ヲ示セ。

答 タトヘバコ、ニ一ノ犯罪人がアルカ、コレヲ檢事ニタノシテ、無罪又ハ罪ヲカルク

シテモラフ目的テ賄賂ヲオクルト、檢事ハソノ賄賂ヲ受ケルカ、又ハ何程ノ金ヲ出

セバ取扱ツテヤルトイフカ、モシクハ事が全ク成就スルトキハ何程、幾分成就セ

ヌ何程ヲ出スト約束シタトキ、オヨビソノ賄賂ノアルタメニ、有罪ノモノヲ無罪ニ

スルカ、無罪ニセスマテが相當ノ行為ヲセズシテ罪ヲカルクスルトキノゴトキチイ

フノデアアル。

問 第二項ノ追徴ノコトハ如何

答 第二編 罪

二五三

答 タトヘバソノ賄賂ガ金銭ニテステニ消費シテシマシタガ、マダハ品物デアツテ本人ノ手ニナカリシトキノゴトキハ、ソノ人が受ケメトキノ價ニヨツテ取りタテルノデアル。

問 公務員デモ關係ノ事件ナキトキニ受クルハ差支ナキカ。

答 職務ニ關セネバ差支ナシ。

問 オノレノ權限デナイコトチ、オノレノ職務ノゴトクイツハツテ、頼ミチ受ケ、ヨツテ賄賂ヲ受ケシモノハ罪トナルカ。

答 本條ノ罪ハ成立セヌガ訴僞取財トナル。

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタ

ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スル
コトヲ得

〔字解〕 交付^{スワタ} ○提供^{サシ} ○自首^{ヨウカテマ}

コノ條ハ賄賂ヲ出シタ人ニツイテノ罰ヲ定メタノデアアル。

コレマデノ刑法ニハ、賄賂ヲオクツタモノニハ罪ハナカツタガ、コノ條ヲ設ケテ賄賂ヲ出シタモノチモ罪スルコト、シタノデアアル。

コノ條ノ意義ハヨクワカツテアルカラ、別ニ説明スルマデモナイコトデアアル、タゞ交付スルトハ、手カラ手ニ渡シタコト、提供トハソノ前ヘオウケトリクダサイトテ差出スコトデアアル。

コノ賄賂チオクツタモノハ、自首シテ出タトキニハ、ソノ刑ヲ輕減スルカ、又ハ免除スルコトガアル。

問 自首トハ何時シテモヨイカ。

答 ソノ事件ノ全クオハラヌ前デナクテハ效力ノナイコトハ、明文ハナイガ自首トイフコトニツイテ知レタコトデアアル。

問 然ラバ裁判事件ナラバソノ確定スル前デアアルカ。

答 然リ。

問 賄賂ノコトガ發覺スル前ニシテモ同ジコトデアアルカ。

答 モトヨリノコトデ、前者ヨリ更ニ罪ハカルイノデアアル。

第二十六章

殺人ノ罪

コノ章ニハ人ヲ殺シタモノニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

コレマデハ殺人ノ罪ニ謀殺ト故殺トノ二ツガアリシガ、コノ區別ヲ廢シテ、裁判官ノ認定ニマカセルコト、シタノデアアル。

殺人ノ罪ニツイテハ、殺人ノ行爲ト、殺人ノ意思トアルヨリ生ズルコトデアアルガ、ソレ等ハ後ノ各條ニオイテ述ブルコト、スル。

第九十九條

人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ一般ニ人ヲ殺シタモノヲ罰スル規定デアアル。

本條ニ定メタル殺人ハ、自分ノ直系尊屬又ハ配偶者スナハチツレアヒノ直系尊屬(次ノ條ニテ説明スル)ノ外ノスベテノ人ヲ殺シタモノニツイテ定メタモノデアアル、勿論皇族ソノ他ニカ、ル別段ノ規則ノアルモノハ、コノ條ニオイテ罰スベキモノデアハ

ナイ。

問 人ヲ殺シタモノハ必ラズ死刑ニ處スルトイフノデアハナイカ。

答 死刑ニ處スベキデアアルガ、ソノ情狀ニヨツテハ三年以上ノ懲役ニ處スルノデア

ル、シカシ三年ヨリハ減輕スルコトハデキメコトデアアル。

問 タトヘバ人ヲオドカシテ、犯人ガ手ヲクダサメトモ自ラ死スルニ至ルコトナド随分

アルコトデアアル此ノ如キハ罪スル限デナイカ。

答 コレモ場合ニヨツテ殺人トナルコトデアアル。

第二百條

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔字解〕 自己ニツテ配偶者アレ○直系尊屬

コノ條ハ直系尊屬ヲ殺シタルモノ、罪ヲ規定シタノデアアル。

本條ニイフ直系尊屬トイフハ、次ノ通りデアアル。
己ヨリイフトキハ父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、高祖父、高祖母ヲイフノデア

配偶者トハ夫ノ直系尊屬、妻ノ直系尊屬デアアル。

以上ハワガ國體トシテモツトモ尊ブベキモノデアアルカラ、カクノ如キハ死刑カ又ハ無期懲役ニ處スルノデアアル。

問 子ヤ孫ハ如何

答 前條ニヨツテ罰スルノデアアル、本條ニ若シ直系親屬トアラバ子ヤ孫モフクムガ尊屬トアルカラオノレヨリ上ノ人チイフノデアアル。

問 繼父母スナハチマ、オヤハイカニスルカ。

答 コレハ本條ニヨルノデアアル。

問 養父母ハイカニスルカ。

答 本條ニヨルベキモノデアアル。

第二百一條

前二條ノ罪ヲ犯ス目的チ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二

年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

〔字解〕

豫備イヨウ ○情狀イヨウス

コノ條ハ殺人ノ豫備チシタモノヲ罰スル規定デアアル。

殺人ノ罪チオカス目的デ、イカニシテ殺サンカト用意スルモノデアアル、犯罪ノ準備トイフハ、タトヘバ人チ殺サントイフ心ガサダマツテ、ソノタメニ刀チ買フトカ、藥物ノ用意チスルトカイフハ、ミナ準備デアアル、本條ハ殺人ノ罪チオカス目的デ、オダソノ目的チ達スルニイダラズ、ソノ用意バカリシタトキニアラハレタモノハ二年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル、但シソノ情狀ニヨツテハソノ刑チ免除スルコトモアルノデアアル。

第二百二條

人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ

懲役又ハ禁錮ニ處ス

〔字解〕

教唆イソウ ○幫助イカス ○自殺イジツ ○被殺者イキゴロサレ ○囑託イニ ○承諾イシヨウ

コノ條ハ、自殺チダスケタリ、人ニダノマレテ殺シタモノヲ罰スルコトチ規定シタモノデアアル。

人ヲソ、ノ方シテ自殺スルニイダラシメシハ、強制ヲ用ヒヌコトデ、ス、メテ自殺ノ決心ヲサセタモノ、モシクハ人が自殺セントスルヲタスケタルモノ、又ハ殺サレタモノ、タノミヲウケタリ、モシクハソノ人が承知ヲ得テコレヲコロスモノ、タトヘバ、自分ハ、長ク病氣ニカ、ツテナルガ、所詮全快スル見込ハナイ、サレバ斯ク床ニツイテ難儀スルハ苦シクテナラヌカラ、自分ニ死ニタイトオモヘド、死ヌルダケノ力モナイカラドウツ殺シテクレトタノマレテ、コレヲ殺シタモノ、又ハ其方が生キテ居テハアル事件ノオサマリガツカヌトカ、アノ家がオサマラヌトカイフヨウナ事情がアルカラ、死ンテクレトタノミ、死ヌト承知シタカラ、コレヲ殺シタヨウナモノハ、六月以上七年以下ノ懲役カ又ハ禁錮ニ處スルトイフノデアアル。

問 オドシタリ、ダマシタリシテ自殺セシムルモノモ、コノ教唆トイフコトニアタルカ
答 教唆トイフモノデハナイ、普通ノ殺人デアル、タトヘバ情死スナハ心中スルトイフノデ、ダマシテソノモノ、自殺サセルガゴトキハ、マサシクダマシタモノデア
ル。

問 イマ、心中ニツイテ、タノマレテ殺シタノハ本條ノ罪ニアタルカ
答 今ノ心中ニツイテ、タノマレテ殺シタノハ本條ノ罪ニアタルカ。

答 一方ヨリセマツタノデナケテ、オノレノ意思ヨリタノミシナラバ、コノ條ノ規定ニヨルノデアアル。

第二百三條 第九十九條第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ノ規定デアアル。

殺人罪ノ未遂罪トハ、モトヨリ種々ニハアルガ、タトヘバコレヲコロスノ心ガアツテイヨクソレニ着手シタトコロデ、案外サマダゲガアツテ目的ヲ遂ゲザリシガゴトキモノデ、スナハチ刀ヲナイテ合ヤソノ人ヲ切ラントセシトキニ、人ニ見ツケラレタルガ如キ又ハ鐵砲ヲウチシモ、ソノ丸ガハツレテ目的ヲトゲザリシガ如キ、又ハ人ヲ切りツケテモ却ツテソノ人ニ刀ヲ取ラレタルガゴトキノ類デ、ツマリソノ人ヲ殺サントセシ行爲ガ結果ヲ得ザリシモノデ、死シタトオモヒシニ生キカヘリシガゴトキモノ一ツデアアル。

問 殺人ノ目的ヲ切リツケシニ、ソノ時ニハ死セザリシモ、ソレガ本ニナツテ數日ノ間ニ死セシガ如キハ未遂罪デアアルカ。
答 斯クノ如キハ殺人ノ未遂罪トイフモノデハナイ。

第二十七章 傷害ノ罪

コノ章ニハ人ノ身體チキズツケソコナフ罪ヲ規定シタモノデアアル、スベテソノ所爲ハイカナルコトチナセシトモ、ソノ結果ガ人ノカラダニ傷害ヲオヨボシタルモノハミナコノ章ニヨツテ罰スルコトデアアル。

ステニイカナルコトチナセシトモ、ソノ結果ガ人ノカラダチ傷害スルトイフ以上ハ、タゞ身體ノ表面ニキズツケタリソコナツタリスルチイフバカリテナク、ソノ表面ニハ傷害が見エズトシ、内部ノ機關チソコナヒシモノモ、スベテコノ傷害ノ罪トナルコトデアアル。

第二百四條

人ノ身ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓

以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

コノ條ハ、一般ニ人ノ身體ヲ傷害セシモノチ罰スル規定デアアル。

人ノ身體トイフハ、前ニモイヒシガ如ク、タゞ外部ノキズトイフノデハナイ、スナハチ手足又ハ他ノ物チモツテ暴行チナシ、人ノ身體ノ外部ハ勿論、内臓ニカ、ルト、タゞ皮膚、筋肉ニカ、ルト、毛髮チキリシト、毒物チモツテ身體ニ異狀チ生ゼシメシトハ論ナ

ク、スベテテ總稱シタモノデアアル、カクノゴトク人ノ身體チソコナヒシモノハ、十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金モシクハ科料ニ處スルノデアアル。

間 父母ガソノ子弟チ折檻スルタメニセシモノハイカ。

第二百五條

身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期

懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年

以上ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、殺人ノ意ハナク、身體傷害ノタメニ人ヲ死ニ致セシモノ、又直系尊屬ニ對シテオカセシトキノ規定デアアル。

モトヨリ人チ殺ストイフ意ノアリシニハアラザルモ、身體チ傷害セシタメニソノ人チ死ナシムルニイダラセシモノハ、殺人罪チ以テ論ズベキモノデハナイカラ、二年以上ノ有期懲役ニ處スレノデアアル。

第二項ハ自己又ハ配偶者ノ直系尊屬(第二百條ヲ見ヨ)ニ對シテ、コノ罪ヲオカシタルトキハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處スルノテアル

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

〔字解〕 現場シヨバ ○勢ヲ助ケケル ○自ラワガテテ
コノ條ハ他人ガ人ヲ傷害スルトキニ、ソノ場ニオイテ應接チスルモノヲ罰スルノ規定デア
アル。

第二百四條第二百五條ノ罪ヲオカスモノ、アルトキニ、ソノ場ニアツテ加勢チシタモノハ、タトヘソノ加勢チシタモノガ、ソガ手チオロシテソノ人ヲ傷害スルコトハセズトモ、ソノ本人チタスケテ傷害チサセタモノデア
ルカラ、一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金カモシクハ科料ニ處スルノデア
ル。

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷

害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ其犯ノ例ニ依ル

〔字解〕 暴行シカタク ○輕重オモイト ○能ハサル ○共同者

二人以上ノ人ガトモニ暴行ヲハタライテ、アル人ヲ傷害シタル場合ニオイテ、傷害ノイヅレガ輕イカ、イヅレガ重イカヲ知ルコトガデキズ、又ハソノ傷害ヲ生セシメシモノハ果シテ誰デアツタカト知ルコトノナラヌトキ、タトヘバ甲ト乙ト丙ト一人ノ人ニ傷害チ加ヘシハ、甲ガ打チシ傷ガオモカリシヤ、乙又ハ丙ノタ、キシ傷ガカルカリシヤモ知ルコトガデキズ、又ハソノ傷ハ甲ガシタノカ、乙又ハ丙ガシタノカヲ知ルコトノナラヌトキニハ、タトヘ共同者テナクトモ、ソノ場ニ居ル以上ハコレヲ共同者トシテ罰スベキモノデア
ル。

問 共同者ノ例ニヨルトハイカナルゴトカ。
答 正犯ガ果シテ誰タルニトノ知レザル場合ニハ、ソノ各チ正犯トシテ罰スルトイフノデア
ル。

第二百八條

暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年

以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

コノ條ハ、^{オウダ}毆打シタルバカリニテ、^{シヨウガイ}傷害スルマデニナラザリシモノ、^{キタイ}罰ヲ規定シ
タノデアアル。

本條ニイフトコロノ如キハ極メテ輕微ノ罪デアアルカラ、一年以下ノ懲役モシクハ五十圓
以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處スルノデアアル、ソシテ被害者ノ告訴ヲ待テハジメ
テ罪ヲ論スルコト、^{シヨウガイ}シテデアアル。

第二十八章

過失傷害ノ罪

コノ章ニハ、アヤマチノタメニ人ヲ^{シヨウガイ}傷害セシモノ、^{キタイ}罪ヲ規定シタノデアアル。

過失傷害トイフハ、モトヨリ人ヲ^{シヨウガイ}傷害セントイフ意思ハナカリシニ、ハカラズモ人ヲ
^{シヨウガイ}傷害スルニ至リシモノデ、オコタリノタメニ^{シヤウ}生ズルモノ、^{ソロウ}疎漏ノタメニ生ズルモノ、
^{キタイ}規則ニナレヌタメニ生ズルモノナドイロクアルガ、ツマリハ意思ナクシテ人ヲ傷害セ

シモノ、コトデアアル。

第二百九條

過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ

科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

コノ條ハ過失^{カシツ}スナハチアヤマチノタメニ人ヲ^{シヨウガイ}傷害シタモノヲ罰スルコトヲ規定シタモ
ノデアアル。

本條ノ意味ハヨク知レタコトヲ説明スルニモ及バヌコトデアアル、カクノゴトキハ五百圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルノデアアル。

コノ罪ハ、被害者^{ヒガイシヤ}が告訴スルヲ待ツテコレヲ論ズルコトデ、スナハチ親告罪^{シンコクザイ}トシタノ
デアアル。

問 本條ニツイテノ一例ヲ示セ。

答 タトヘバ自轉車^{ジテンシャ}ニ乘リテ走ルトキニ、道ノ曲リ角^{ミチマカ}ニテ向フヨリ走り來ル人ニ行キ合
ヒ、避クル^サノ暇ナクシテソノ人ニツキアタリ^{シヨウガイ}傷害サ^{シヨウガイ}及ホシタルガ如キノ類デアアル

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

コノ條ハ、人ヲ死ニイタス意思ハナクシテ、タゞ過失ノタメニソノ人ヲ死ニ致シタルモ
ノチイフノデアアル、スナハチ前條ノ一例トシテ示シタルゴトク自轉車ニテユキアタリ、
ソノ人ヲホシタ上ニ、オノレモコレヲ避ケントスル拍子ニソノ人ノ上ニウチタフレ、
圖ラズモソノ人ヲ死ニイタシタルガゴトキモノニテ、ハジメニ曲リ角ニテ鈴ヲ鳴ラスカ
ソロソロト進ミシナラバ、斯クノ如キコトモ出來ザリシナランニ、一時ノ怠慢疎漏ス
ナハチ不注意ヨリ生ゼシメシモノナレバ、全ク意思ノアリシニハアラズ、サレバ殺人ト
イフコトヲ得ザルハモトヨリナレド、サリトテコレヲ不問ニ付スルコトモナラネバ、コ
ノ條ノ如ク千圓以下ノ罰金ニ處スルコト、シタノデアアル。

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 業務上ノウヘン ○必要ナラヌ ○注意ヨシ

コノ條ハ職業上ノ必要ナル注意ヲオコタリ、タメニ人ヲ死傷ニイタセシモノヲ罰スルモ
ノデアアル。
業務上トイフハ、職務ノ上ト、營業ノ上トノ二ツニソカレル、職務ノ上トハ公務員
ニカ、ルモノ及ビ瀛車ノ機關手、漁船ノ船長ナドノゴトキモノ、營業ノ上トハ醫師產婆
ナドノゴトキモノ、又ハ爆發物ヲ營業トスルモノ、類テ、コレ等ハカネテ必要ナル注
意ヲナシテソノ危險ヲヨケネバナラヌ、然ルニソノ注意ヲオコタツテ、爲ニ人ヲシテ死
ニ至ラシメ、又ハ傷害ヲ被ルニイタラシメシモノハ、三年以下ノ禁錮又ハ千圓以
下ノ罰金ニ處スルコトデアアル。

第二十九章 墮胎ノ罪

コノ章ハ、墮胎ノ罪ヲ規定シタノデアアル。
墮胎トハ俗ニイフ兒チオロスコトデアアツテ、ソノ子が生レタルトキハ養育スルコトガナ
ラストカ、又ハ不品行ノタメニ懷妊シタモノデ、他ニ知ラレテハナラヌトイフカノタメ
ニ、懷妊モシ母ノ胎内アル兒チ、ソノ胎内ニテ死セシムルカ、又ハ出産ノ時期ヨリ

早ク母ノ胎チハナレシメテ死セシムルチイフノデアアル。

第二百十二條

懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

懷胎 コカイニシム ○藥物 クスリヤツ ○墮胎 コトオ

コノ條ハ懷胎シタ本人が自ラ墮胎セシ罪ヲ規定シタモノデアアル。

懷妊ニナリシ婦女が、ミヅカラ藥ヤ、又ハソノ他ノ器械モシクハ種々ノ方法ニテ墮胎セ

シトキハ一年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 墮胎ハナシタレドモ目的トスル兒ガ死セザリシタメ、急ニ養育スル氣ニナツテソダ

テタトキハ罪ニハナラヌカ。

答 罪トハナラヌ。

問 後日ニオイテ死シタルトキハ如何。

答 ソノ死シタル原因ガ墮胎ノタメデアルトイフコトガ明カニアル以上ハ、ヤハリ本條

ニテ罪ヲ問フベキモノデアアル。

第二百十三條

婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

囑託 タン ○承諾 シヨク

コノ條ハ、他ノタノミニヨリ又ハソノ承諾ヲ得テ墮胎セシメタルモノヲ罰スルノ規定デアアル。

懷妊セシ婦女カラタノマレタリ、又ハソノ人ノ承諾ヲ得テ、墮胎スルコトヲ任意ニ承

知シタモノニ對シテ墮胎ノ行爲ヲ施シタルモノハ、二年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル

ソノ墮胎ニヨツテ婦女ヲ死傷ニイタシタルモノヲ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルトイ

フノデアアル。

問 承諾ヲ得テ墮胎セシメタモノハイカナルモノカ。

答 多クハ、私通シタル男子又ハ夫タルモノニオイテ、婦女ノ承諾ヲ得テ實地ニ行フ

タモノデ、婦女カラタノマレタモノトハ別デアアル。

第二百十四條

醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又

ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ

處ス

處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ

處ス

〔字解〕 醫師イシ、産婆サンバ、藥劑師ヤクザイシ又ハ藥種商ヤクシユウワフジヨ婦女ノ囑託シヨウダクヲ受ケ又ハ其承諾シヨウダクヲ得テ墮胎ダタイセシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役チヨウウエキニ處ス

〔字解〕

○産婆サンバ、○藥劑師ヤクザイシ、○藥種商ヤクシユウワフジヨ

コノ條ハソノ職業上ニオイトスル犯罪ヲ規定シタモノデアアル。

本條ノ意義ハ前條ト同シコトデアアルカラ別ニ說明ハ要セヌコトデアアル。

第二百十五條

婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ墮胎セシ

メタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ、婦女ノ意ニ反シテ墮胎セシメシモノヲ罰スル規定デアアル。

婦女カラタノマレモセズ、又ソノ承諾モウケズトイハハ、イヤガルノヲ無理ニスルカ

又ハダマシテスルカ、モシクハ暴行脅迫ヲ加ヘテスルカデアアル、タトヘバ私通セシ

婦女ニ對シテ墮胎セシメバ、將來ノ世話ヲセヌトカ、出生シタ兒ハコロストカ、他ノ藥ト

イツハツテ墮胎藥ヲノマセルトカイフガゴトキチイフノデ、ソノ罪ハ前數條ヨリハオモ

イコトデアアルカラ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

コノ項ノ未遂罪モコレヲ罰スルノデアアル。

問 コノ未遂罪トハイカナルコトナイフカ。

答 タトヘバ、私通モシ男ガ墮胎セシメバ關係ヲタツトイヒシトイフガゴトキモコノ未遂

罪トナルノデアアル。

第二百十六條

前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害

ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

コノ條ハ婦女ガタノミモセズ、承諾モセヌニ、ダマシタリ、オドシタリ、又ハムリニ墮

胎セシメテ、ソノタメニ婦女ヲ死ニ致シ、モシクハ傷害ヲウケルニイタラシメシモ

ノヲ罰スルノデ、斯ノゴトキハ傷害ノ罪ニ比較シテ、ソノオモキニヨツテ處斷スルト

第二編 罪

イフノデアアル。

問 モシ殺人ノ意思アルコトヲ認ムルトキハ如何。

答 ソノ場合ニハ殺人罪ニヨツテ論ズベキコトデアアル。

第二十章 遺棄ノ罪

コノ章ニハ遺棄ノ罪ヲ規定シタノデアアル。

遺棄トイフノハ、老人ヤ、小兒ヤ、不具ノモノハ、モトヨリソノ身ガ一人ニテ自活スベキモノデハナイ、カナラズコレヲ扶タルモノガナクテハナラヌコトデアアル、然ルニソノ保護ヲ缺イデカヘリミザルモノハ、コレヲ遺棄スナハチステタルモノトシテ、本章ニヨツテ罰スルノデアアル。

第二百十七條

老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

老幼

○不具

○疾病

○扶助

○要ス

○遺棄

コノ條ハ、扶助ヲ要スベキモノナステタモノヲ罰スル罪ヲ規定シタモノデアアル。

老人ヤ小兒ヤ、又ハ病氣ノタメニ、他ノタスケガナクテハ生活スルコトヲ得ヌモノナス

テ、カマハヌモノハ、一年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル

問 老幼トイフダケテ年齢ニ限りハナイカ。

答 限りハナイ、ソレハ裁判所デ扶助ヲ要スルモノカ否カヲ認定スルニマカセルコトデアアル。

問 遺棄トハドコヘステルノデアアルカ。

答 他ノ場所ニナルモ、自分ノ家ニオクモ、人ノチラヌ遠方ヘヤルモ、ソレニカ、ハルコトハナイ、タゞ生命身體ニ對シテ危険ガアルトイフノデコノ罪ハナリタツコトデアアル。

問 扶助スルモノハイカナル人チイフカ。

答 タトヘバ子孫ハ父母ヲ祖父母チ扶助スベク、親ハ子チ扶助スベキ義務ノアルモノデアアル。

第二百十八條

老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以

上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

生存 ガインチチナ ○保護 マモ ○責任 メヤク ○配偶者 アヒ

コノ條ハ責任アルモノニツイテノ規定デアル。

責任アルモノニハ、タトヘバ給料ヲ得テ雇ハレテナル保母ガソノ幼兒ヲ棄テタルガ如キ、醫師ガ病院ニ入ラセタ病人ヲ棄テタルガ如キ、イヅレモ保護スベキ責任ノアルモノデアル、又生存ニ必要ナルトハ、棄テタルニハアラザルモ、衣食モアテガハズ、藥モノマセヌトイフガ如キモノデアル、コレハ第一項ノ罪デソノ他ハ前條ト同ジコトデアル

第二項ハ、自己又ハ配偶者ノ直系尊屬(コノコトハ殺人ノ罪ニオイテ説明シタリ)ニ對シテ遺棄ノ罪ヲオカシタルトキハ、普通ノ罪ヨリハ重クスベキハモトヨリノコトデアルカラ、條文ノ如クニ重クシタモノデアル。

第二十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害

ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

以上ノ第二百十七條及ビ第二百十八條ノ罪ヲオカシテ、ソノタメニ人ヲ死傷ニイタセシモノハ、傷害ノ罪ニグラベテ、オモキニヨツテ處分スルトイフデアル、コレハ普通ノ犯人トチガツテ、身分アルモノ又ハ責任ト義務トアルモノガ、ソノ責任ヲツクサヌメニ生ジタカラデアル。

第三十章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

コノ章ニイフ逮捕トハ、職權アルモノガナセシコトデハナクテ、一己ノ私人ガ不法ノ行為ニヨツテ人ヲトラヘテソノ自由ヲ束縛シタリ、又ハ一室ニオシコメタリスベキモノデナイ、コノ章ハソノ罪ヲ規定シタモノデアル。

問 逮捕ト監禁トノ區別ハイカ。

答 逮捕トハ繩ナドニテシバリク、ルコト、監禁トハタトヘバ座敷牢ナドニイレオクコトデアル。

第二百二十條 不法二人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以

下ノ懲役ニ處ス

第二編 罪

二七七

下ノ罪ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 不法ヲケモノナク ○逮捕(ト) ○監禁(ト)

コノ條ハ不法ニ逮捕監禁セシモノヲ罰スル規定デアアル。

不法トハ、法律命令ニヨラズ、職權ナキモノガミダリニスルコトデアアル、スナハチ

不法ニ人ヲ逮捕監禁チナシタルモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

ソノ逮捕監禁チ、自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテナセシトキハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 逮捕監禁スルチ得ベキ場合アリヤ。

答 例ヘバ刑事訴訟法第六十條ニモトヅキテ、重罪又ハ禁錮以上ノ刑ニアタルベキ輕

罪ノ現行犯人ヲトラヘタルトキノゴトキ、又ハ精神病者チ假リニ監禁シタルトキ

ノゴトキモシクハ行政廳ノユルシチ得テ精神病者ヲ監禁シタルトキノゴトキ場合

チイフノデアアル。

問 刑事訴訟法ノ第六十條トハイカナルコトデアアルカ。

答 左ノ條文ヲ見ヨ。

刑事訴訟法第六十條 何人ニ限ラズ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ルベキ輕罪ノ現行犯アル

場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得。

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害

ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

コノ條ハステニ明カナコトデアアルカラ説明スルニ及バヌコトデアアル。

第三十二章 脅迫ノ罪

コノ章ニハ人ヲ脅迫シテ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ害ヲ加ヘントスル

モノヲ罰スル規定ヲ示シタルデアアル、ソノ詳細ハ次ノ各條ニオイテオノヅカラ分ルコ

トデアアル。

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ

可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

スベテ脅迫トイフハ、意思ノ自由ヲサマダゲ、又ハ自分ガ斯々ノコトヲナサントオモフモ、ソノ人がオソロシサニ、オモフコトモテキズ、モシクハソガ意思ヲマゲテモソノ人ノイフガマ、ニシタガフガゴトクスルコトデ、ツマリオドサレテ、ソレガオソロシサニ意思ニ反スルコトヲ爲スニイタルコトナイフノデアアル。

本條第一項ハ生命、身體、ソノ身ノ意思ノ自由、名譽又ハ財産ニ對シテ害ヲ加フベキコトヲ目的トシテ、人ヲ脅迫セシモノハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、ソノ人ノ親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ害ヲ加フベキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタモノモ同ジコトデアアル。

問 第一項ノ財産ニ對シテ害ヲ加フベキコト、ハ如何ナルコトナイフカ。

答 タトヘハ金ヲ借ルニ連帶ヲタノミ、ソノ實ハソノ人ニ畢竟拂ハシムルノ目的デア

ツテ、連帶ヲ聞カザルトキハ其方ノ家ニ火ヲツケルゾトオドカスガゴトキコトデア

ル。

問 名譽トハイカン。

答 惡事醜行ヲ世間ニアラハシテ面目ヲ失ハシメントイフガゴトキコトデア

ル。

問 第二項ハ何ノタメニ設ケシヤ。

答 コノ條ハタゞ他人ニ對スルバカリテナク親族ニ對シテモ同ジトイフノデアアル。

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコト

ヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ、脅迫又ハ暴行ヲ用ヒテ權利義務ニ關スル妨害ヲナセシモノニ對スル規定ナル。

普通ノ脅迫チナスコトハ前ト同シコトデアアルガ、ソレノミナラズ、脅迫スルタメニ暴行ヲモ用ヒテ、人チシテ義務ノナイコトヲムリニサセタリ、又ハ當然行フベキ權利ノアルチサマタダモノデ、タトヘバ謝罪金チ出スベキ義務ガナイノニ、實際ハ斯々ノ不名譽ナコトチシテナルカラ、コレチ新聞ニ出ストカ、又ハ斯々ノコトチシタニ相違アルマイトイヒ、相違アルトイハハ暴行チハタライテムリニ相違ナイトイハセテ謝金チ出サセルトイフガゴトキノ類、モシクハ差押チスル權利ガアツテ差押チナセントスルチ、暴行脅迫ニテソノ差押チサマタグルガゴトキモノ、カクノゴトキハ三年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ親族ニカ、ルコトモ同シコトデアルトイフコトチ規定シタマテ、他ニコトナルコトハナイ。

第三項ハ本條ノ第一項第二項ノ未遂罪ハコレチ罰スルトイフコトチ定メタデアアル。問 脅迫暴行ノタメニ爲シ得ザリシ權利ヲ義務ハ消滅スルモノデアアルカ。答 決シテ消滅スルモノデアナイ。

第三十三章 畧取及ヒ誘拐ノ罪

コノ章ニハ畧取及ヒ誘拐ニカ、ル罪チ規定シタノデアアル。畧取トイフハ暴行脅迫ニヨルトキ、誘拐トハアザムキイツハツテサソヒダスコトスナハチカドハカシタルモノニテ、二ツナガラ奪ヒ取ルトイフコトデアアル。畧取誘拐ノ目的ハ、オノレガ家ニカグスカ、他人ニ賣ルカ、猥褻ノコトチナサシムルカ、外國ニ賣ツテ醜業チイトナマセルカデ、ツマリハ利益ヲハカラシムルカチナサシムノト、猥褻淫樂ニツカハントスルノデアアル。

第二百二十四條 未成年者ヲ畧取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年

以下懲役ニ處ス

〔字解〕 未成年者ハタチニナ ○略取ウラヒ ○誘拐カドハ

コノ條ニハ未成年者リセクシユヲ略取リセクシユ及ビ誘拐カドハセシモノヲ罰スル規定デアアル。

二十歳ニ滿タザルモノヲ、父母マタハ監督者カントクシヤノ承諾ナク、暴行脅迫ホウウキウウハクヲモツテ奪ヒ取リ

又ハタケミニツノモノヲダマシテ、ヨイ奉公ホウコウクシヤ口ガアルトカ、金儲カネマウケガアルトカイヒ

テサソヒダシタルモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 本人ガ承諾スルトキハ罪トナラヌカ。

答 本人ハ承諾シテモ父母又ハ監督者カントクシヤガ承諾セヌトキハ、ヤハリ本條テ罰スルノデア

ル。

問 父母又ハ監督者カントクシヤガ承諾スレバ本人ハ承諾セズトモ可ナルカ。

答 コレモ前問ノ答ト同ジコトデアアル。

第二百二十五條

營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘

拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

營利エイリ、猥褻ワイセツ ○結婚ケツコン

コノ條ハ、營利、猥褻、又ハ結婚ヲ目的トシテ、略取又ハ誘拐セシモノヲ罰スルノ規定デアアル。

前條ニ規定シタルトコロノ、略取及ビ誘拐ノ目的ガ、營利ノ目的モクナキスナハチ自分ノ家ニテ

淫賣インバイヲサセヨウトスルカ、又ハ淫賣ヲ業トスルモノニ賣リツタサントスルカ、モシクハ

仲居ナカイヲサセル、娼妓ニ賣ルトイフガゴトキタメデアアルカ、又ハ猥褻ニカ、ル種々ノコト

ニツカハントスルカ、モシクハ人ノ妾トスルカ結婚ケツコンヲサセントスルトカノゴトキコトデア

アルトキハ、ソノ人ノ名譽メイヨウヲ害シ又ハ風俗フウソクヲヤブルモノデアアルカラ、一年以上十年以下

ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二百二十六條

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シ

タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣

者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

〔字解〕 帝國外ニツギン ○移送 ○被拐取者

コノ條ハ 略取誘拐ノ目的ガ外國ニ移送スルニアルコトノ規定デアアル。
日本帝國ノ外ニ移シ送ルノ目的デ、人ヲ 略取誘拐シタモノハ二年以上ノ有期懲役ニ處スルデアアル。

第二項ハ外國ニウツシ送ル目的デ人ヲ賣リ買ヒシタリ、又ハカドハカサレタモノヤ、賣ラレタモノヲ帝國外ニオクツタモノモ亦前項ト同シク罰スルデアアル。

問 帝國外ニ移送スルハ淫賣婦ヲシメントノ目的ニアルモノニ限ツテ罰スルコトデアアルカ。

答 淫賣者トイフバカサレハナク、外國人ノ妾トスルガゴトキモソノ内ニアルコトデツマリ營利トイフコトガ主トナツテナルデアアル。

問 第二項ハカドハカサレタモノ、又ハ賣ラレタモノトイフコトヲ知ツテシタコトニ限ルデアアルカ。

答 モトヨリデアアル、ソノ正當ノ理由ガアツテ外國ニユクニハソレハ規定ガアルカ

ヲ、ソノ判別ハスグニツケヨデアアル。

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被

拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三

月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六

月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
〔字解〕 幫助 ○藏匿 ○隱避 ○收受

コノ條ハ、前三條ノ罪ヲ犯セシモノヲタスケル目的デ、ソノカドヲカサレタモノヲ賣ラレタモノヲ受取タリ、カクマツタリ、カクレタリ、人目ヲヨクサセタリシタモノヲ罰スル規定デアアル。

第一項、前三條ノ罪ヲ犯セシモノヲタスケルが目的デ、ソノ人が手ニアツテハ發見セラル、オソレガアルカラ、ソノ人ヨリカドヲカサレタリ、ウラレタリシタモノヲ受取り、モシクハ自分ノ家ニカクマヒ、又ハ他人ノ家トカ、船ノ底トカニカクレテ人目ヲヨ

ケサセタモノハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二項ハ、外國ニ移送スルノ目的ヲハナクテ、タゞ營利又ハ復讐ノ目的ヲ、カドレカサレタモノヤ、賣ラレモタノチ受取ツタモノハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

問 藏匿トハ自分ノ家ニカクスバカリデアアルカ。

答 然リ、他人ノ家ニカクスハ隠避トイフニ含マル、コトデアアル。

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ章ニテ未遂罪トイフハ、略取又ハ誘拐セントシテ未ダ遂ゲザルニ發覺セシモノ、又ハ外國へ送ラントスルモノガ、船中ニテ發見セラレシトキノゴトキチイフノデアアル。

問 船中ニテ發見セラル、トハ、船が未ダ出帆セザル間チイフカ。

答 出帆セシトモ、未ダ目的地ニ上陸セヌ前デアレバ、コレモ未遂罪トイフノデアアル。

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ

除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ

コノ條ハ、本章ノ罪ハ被害者ノ告訴ヲ待ツテ論スルコトヲ規定シタノデアアル。

第二百二十六條ノ海外ニ移送スル罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テオカシタ第二百二十七條第一項ノ罪、オヨビ未遂罪チノゾクノ外、本章ニ規定セシ罪ハ、營利ノ目的ヲ以テシテ、場合ニカギツテ、被害者カラ告訴スルヲ待ツテソノ罪ヲ論ズルノデアアル、コレハ被害者ノ名譽ニカ、ルコトデアアルカラ、コレヲ親告罪トシタモノデアアル、タゞシ、カドレカサレタモノ、又ハ賣ラレタモノガ、犯罪者ト婚姻ナナセシ場合ニオイテハ、ソノ婚姻ガ無効デアルトイフ裁判ガ確定シタカ、又ハ取消ノ裁判ガ確定シタ後テナケレバ告訴ノ效力ハナイコトデアアル。

問 コノ告訴ハ被害者ノミニ權ガアルカ。

答 ソノ親權ヲ行フモノモコレヲ爲スコトガデキルノデアアル。

第三十四章

名譽ニ關スル罪

コノ章ハ名譽ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。
名譽ニカ、ルトハ、人ノ惡事醜行ヲアバクモノデアツテ、タメニソノ人ノ名譽信用ニ
カ、ルコトヲナスモノデアアル、ソシテ名譽ヲ毀損スルモノト、侮辱スルモノトノコトハ
各條ニオイテ知ラレルコトデアアル。

第二百三十條

公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實

ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

〔字解〕

公然オモテ
摘示シトガラチア
名譽レホマ
毀損コナフソ
事實ガト
有
無ナル
誣罔ウナイコトヲアルヨ
ウニヒタツルヨ

コノ條ハ人ノ名譽ヲソコナヒシモノ、罪ヲ規定シタノデアアル。

公然タル場所ニオイテ、アル事ガラチア示シテ、人ノ名譽ヲ毀損セシモノハ、ソノ事
實ガ果シテ有リシコトナルト、マタ全クナカリシコトヲ問ハズ、一年以下ノ懲役モシク
ハ禁錮、又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處スルノデアアル。
マタ死者ノ名譽ヲ毀損セシモノハ、ソノ事實ガ全クナカリシコトヲ、アツタヨウニヒ
タテタルモノデナケレバ、コレヲ罰スルコトデハナイ。

問 前ニ惡事醜行トイヒシハイカナルコトカ。

答 惡事トハ名譽ヲ損スベキ事實デ、行爲ノ外ノコトデアアル、又醜行トハ名譽ヲ損ス
ベキ人ノ行爲デアアル。

問 摘示トハイカナルコトカ。

答 自分が知ツタコトヲ他人ニ言ヒ立ツルカ、マタ全ク知ラヌコトヲ風聞スルコトデア
ル、例ヘハアノ人ハ何某ノ婦ト姦通シタトカ、何某ノ家ニ忍ビ入ツテ盜セントシ
テ見ツケラレタトカイフコトヲ、多クノ人ニ知ラル、ヨウニスルコトデアアル。

問 多人數ノ中デスルデナケレバ罪トナラヌカ。

答 一二人ノモノニ告グタトテ摘示トハイハレヌ。

問 アケイ 惡意ヨリ出テシニアラザレバ罪トハナラヌカ。

答 然リ。

第二百三十一條

事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

〔字解〕 侮辱ブシヨク アナドシハ

コノ條ハ、人ヲ侮辱シタ罪ヲ規定シタノデアアル。

本條モ前條ト同シク公然コウゼントスルモノデ、コレハソノ人ニ對シテスルコトデアアルカラ、ソノ場ニ多クノ人ノ居ル居ラヌニカ、ハラヌコトデアアル、スナハチ前條ノ如ク惡事醜行アケイシユウコウヲ摘示セズトモ罪ハ成リ立ツモノデアツテ、コレガ前條トチガフトコロデアアル。

第二百三十二條

本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

コノ章ノ罪ハ、被害者ヒガイシヤガ告訴セネバソノ罪ヲ論ズルモノデハナイ。

問 コウムイン モシ公務員デアツテ、ソノ本人ハ告訴セズトイフトモ、ソノ上官カラ公務員タル職務ニツイテ棄置カレズトイフトキハ訴フルコトヲ得ベキカ。

答 ソノ場合ニハ追訴ノ請求セイキウヲスルコトガデキル。

第三十五章

信用及ヒ業務ニ對スル罪

コノ章ニハ信用ニ對スル罪ト、業務ニ對スル罪トヲ規定シタノデアアル。

信用トハ、人ノ性質、技術、資力又ハ業務ノ狀況ニモトヅクモノト、貨物ニカ、ルモノトガアル、イヅレニシテモ、ソノ信用ヲソコナヒ、オヨビ業務ニカ、ルモノデ、ツマリ信用ヲ毀損シモシクハソノ業務ヲサマダケルモノニツイテノ罪ヲ定メタモノデアアル。

第二百三十三條

虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以上ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

虚偽ツハリ ○風説ネナシ ○流布テイヒフ ○偽計バカリゴト ○毀損キズツケ

コノ條ハ、人ノ信用ヲ毀損シ又ハソノ業務ヲサマダケル罪ヲ規定シタノデアアル。アリモセヌ、ソノイツハリノウラサチバツトイヒアラシタリ、又ハ偽計ノ計ヲシテ、人ノ信用ヲソコナヒキズツケタリ、モシクハソノ營業ヲサマダケルモノハ三年以下ノ

懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルノデアル。

問 コノ條ニツイテノ一例ヲ示セ。

答 タトヘバ一ノ商人ガアツテソノ人ノ繁昌スルヲネタミシヨリ、根モナイコトナイ

ヒフヲシテ、誰某ハイカナル惡事ヲシテナルトカ、表面ハ盛シニ商賣シテチレドモ

ソノ實ハ大ナル山師テ、信用スルコトガデキヌトカ、彼ノ店ノ品物ハ實際ハソノ商

品中ニ粗惡ナモノガ混ツテアルトカイヒテ、商取引ヲサマタケルガゴトキモノデ、

ソノ數ハ多イコトデアル。

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ

同シ

〔字解〕 威力イリヨクオドシタラウ

コノ條ハ、威力イリヨクテ人ノ業務ヲサマタケル罪ヲ規定シタノデアル。

威力イリヨクトイフハ、暴行ボウコウ脅迫キョウパクトイフ意味ノ文字デアル、サテ威力イリヨクテ妨害ボウガイスルトイフハ

タトヘバ工業ニテハ、雇人ガ賃錢ヲマサシメンガタメニストライキヲ企ツルガゴトキ

又ハアル 雇主ヤトヒニンガ、オノレト同シ業ヲスルモノガ、多クノ雇人ヲツカフノチ、オノレノ方ヘ引キツケントシテ、多クノ雇人ヲ威力イリヨクニヨツテヒキヨセ、他ノ營業者ノ業務ヲサマタケルガゴトキチイフノデアル、カクノゴトキモノモ、ヤハリ前ノ條トオナジキ罪ツミニ問フトイフノデアル。

第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪

コノ章ニハ竊盜セツトウオヨビ強盜ゴウトウニカ、ル罪ヲ規定シタノデアル。

コノ章ニイフ竊盜セツトウハ、普通ノヌスビトノコト、強盜ゴウトウハオシイリトイフモノ、コトデア

アル、コノ竊盜ニモ強盜ニモ、ソノ種類ガタクサンニアツテ、舊刑法ニオイトハコレチ

別々ニ定メタノデアルガ、コノ刑法ニオイトハコレチ竊盜ト強盜トノ二ツニシテ、ソノ

罰ノ方法ハ裁判ノ認定ニマカスコト、シタノデアル、サレド竊盜又ハ強盜ニイカナル種

類ガアルトイフコトヲ知ルハ必要デアルカラ、次ニ舊刑法ニヨツテソノ類ノミチアゲテ

見ルデアラウ

竊盜ニツイテハ

人ノ所有物ヲ竊取シタルモノ。

水火震災ノ他ノ變ニ乘リテ竊盜ヲ犯シタルモノ。

門戸牆壁ヲ踰越損壞シ、モシクハ鎖鑰ヲヒラキ、邸宅倉庫ニ入りテ竊盜ヲ犯シタルモノ。

兇器ヲ携帯シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り竊盜ヲ犯シタルモノ。

自己ノ所有物ト雖モ典物トシテ他人ニ交付シ又ハ官署ノ命令ニヨリ他人ノ看守シタル時之ヲ竊取シタルモノ。

田野ニオイテ穀類菜菓ノ他ノ產物ヲ竊取シタルモノ。

山林ニオイテ竹木礦物ノ他ノ產物ヲ竊取シ、又ハ川澤池沼湖海ニオイテ人ノ生

養シモシクハ營業ニ關スル產物ヲ竊取シタルモノ。

牧場ニオイテ牧畜ノ獸類ヲ竊取シタルモノ。

以上ノ如クニ分テテタル、又強盜ノ罪モ數個ニ分レテタルガ、コレハ別段ノチガヒハ

ナイ、ツマリ竊盜ノ罪ハ前ノゴトクニワカレテタルモノチ、コノ刑法ハ單ニ一條ニオイ

テ規定シタルハ、ソノ罪ノ輕重ハ裁判所ノ認定ニヨツテ定ムルコト、シタモノデア

ル。

第二百三十五條

他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年

以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕

財物
アツケン
○竊取
ヌスミ

コノ條ハ竊盜ノ罪ヲ規定シタルデア

ル。コノ條ニイフ財物トハ、金錢、衣服、飲食物、ソノ他ノ器具、裝飾品ナドノスベテ

稱シタモノデア

ル、他人ノ所有ニカ、ルソノ財物ヲヌスミトリシモノハ、コレヲ竊盜ノ

罪トシテ、十年以下ノ懲役ニ處スルデア

ル。

〔字解〕 暴行
オコナヒキ
○脅迫
カスバ
○強取
トルヒ

コノ條ニハ強盜ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。
 コ、ニイフ暴行トハ、直接ニソノ人ヲシバツタリ、ウツタリスルハモトヨリノコト、戸
 チシメテ一ト間ニオシコメルガゴトキモ暴行トイフノデアアル、又脅迫トイフハタゞ口先
 デオドスノト、刃物ヲモツテオドスノトガアル、刃物ヲモツテオドスハ持兇器強盜トイ
 ツテ罪ガオモイノデアアル、スナハチ刀ヲタ、ミニツキタテ、金子出サネバ殺ストカ、
 聲ヲタテルト殺ストカイフガゴトキデアアル、カクノゴトキコトチシテ他人ノ財物ヲムリ
 ニ取ルモノハ、コレヲ強盜ノ罪トシテ、五年以上ノ有期懲役ニ處スルノデアアル。
 マタ前項ノ方法ニヨツテ、現ニ他ノ財物ヲムリドリセザルトモ、不法ニ他人ガ得ベキ財
 産上ノ利益ヲ得タリ、又ハ他人ニソノ利益ヲ得サセタモノモ、前項ト同シク強盜トシテ
 罪ヲ論ズルモノデアアル。

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ強盜ノ豫備スナハチ準備ヲナセシモノ、罪ヲ規定シタノデアアル。

コノ條ノ豫備トイフハタトヘバ兇器ヲモツテ、オシ入テウツオモフ家ノ門ノ外ニタツテ
 ソノ家ノヤウスチカンガヘテナルガゴトキ、又ハソノタメニ刃物ヲ用意スルガゴトキコ
 トデ、カクノゴトキモノハ二年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

【字解】 取還ヘシカ ○罪跡ヲアトカタル ○湮滅クナラス

コノ條ハ、竊盜ガ強盜ノ罪ニカハル場合チイフノデアアル。
 他人ノ家ニ忍ビコンデ、財物ヲヌスミトツテニダントスルトキニ見アラハサレ、ソノ財
 物ヲ取還サントスルチ、テムカツテコバミ、又ハ捕ヘラレントスルチムリニヌヌガレ、
 モシクハ強盜セシ罪ノアトカタチ知レヌヨウニスルタメニ、暴行ヤ脅迫ヲナセシトキハ
 同シク強盜トシテ論ズルノデアアル。

兇器ヲ持タズシテ拒セギ又ハ腕力バカリテ暴行スルモ、強盜トナルノデアアルカ

答 然り。

問 屋外ニオイテスルノデアアルカ、又ハ屋内ニ限ルカ。

答 屋内ニテモ屋外ニテモ同ジコトデアアル。

第二百三十九條

人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ

以テ論ス

〔字解〕

昏醉コンスイシヨハロテケテマ

コノ條ハ、人ヲ昏醉セシメテ財物ヲ窃ムコトヲ規定シタノデアアル。

人ヲ昏醉セシムルトハ、藥ヲノマセタリ、酒ヲノマセタリシテ、ソノ人ノ精神ヲケラマ

シ、前後正體ナクナルニイタラシメテ、他人ノ財物ヲヌスンダモノハ、強盜トシテソ

ノ罪ヲ論ズルノデアアル。

第二百四十條

強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上懲役ニ處

ス

死ニ致シタルトキハ死刑又無期懲役ニ處ス

コノ條ハ強盜ゴウトウガ人ヲキズツケシトキノ罪ヲ規定シタノデアアル。

前條ヨリ説キシガゴトキ強盜ノ所爲ヲナシテ、ソノタメニ人ヲキズツケタトキハ、無期

又ハ七年以上ノ懲役ニ處スルノデアアル、若シソノタメニ死ニイタセシトキハ、死刑ニ處

スルカ、又ハ無期懲役ニ處スルノデアアル。

問 コノ條ハ豫シメ傷ツケ又ハ殺サント覺期セシ場合ニ限ルカ。

答 カナラズ豫期セシニハアラス、ハジメハオドスツモリテ刃物ヲ持チユキシモ、ソノ

窃盜スル間ニ殺傷スルニイタリシモ、コノ條ニテ問フノデアアル。

第二百四十一條

強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ

懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處

ス

〔字解〕

強姦ゴウケンナヲオカス

コノ條ハ、強盜ノ目的ニテオシ入り、ソノ場合ニ強姦シタモノニツイテ規定シタモノデア

ゴノ條ニイフトコロハ強姦バカリシテ、物ハ取ラズニ去リシモ、強姦シテノチニ強盜ヲナセシ場合ニモカ、ルコトアル、カクノゴトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處スルノアル。ソノタメニ婦女ヲ死ニイタシタルトキニハ、死刑カ又ハ無期懲役ニ處スルノアル。

問 途中ニテ婦女ヲ強姦シ、ソノ上ニソノ婦女ノ持チシ財物ヲヌスムガゴトキハ、ゴノ條ニテ罰スルノデアルカ。

答 然リ。

問 カクノ如キハ併發罪トイフノデアルカ。

答 二罪俱發トイフノデハナイ。

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

〔字解〕 占有ニ屬シ ○看守スル

ゴノ條ハ、本章ノ財物トイフコトニツイテ規定シタルデアル。

自分ノ財物デアツテモ、現ニ他人ノ占有ニ屬シタリ、又ハ公務所ノ命令ニヨツテ、他人ガ看守シタルモノデアルトキハ、本章ニオイテイフ罪ハ他人ノ財物ト看做シテ罰スルノデアル。

問 他人ノ占有ニ屬スルトハイカナルコトナイヤ。

答 差押ラレシモノ、如キチイフノデ、モト自己ノ財物デアツテモ、債權ノタメニ他人ノ占有トナルモノ又ハ抵當物、質物トナリシガゴトキモノデアル。

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

ゴノ條ハ、別ニ説明スルマデモナイコトアル。

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ヲ用ヒス

〔字解〕直系血族ニハ親族ニイテハ家族ニイテハ

コノ條ハ本章ノ罪ノ不問罪ノ場合ヲ規定シタモノデアアル。
直系血族トハ、祖父母、父母、子、孫ノコト、ソノ他ノ親族トハ伯叔父母、從兄弟、姉妹ナドチイフノデアアル、スナハチ直系血族、配偶者、オヨビ同居ノ親族、又ハ家族ノ間ニオイテ、第二百三十五條ノ窃盜ノ罪オヨビソノ未遂罪ヲオカシタモノハ、ソノ刑ヲ免除シ、ソノ他ノ親族又ハ家族ニカ、ルトキハ、被害者ノ告訴チマツテハジメテソノ罪ヲ論ズルノデアアル。

親族又ハ家族デナイ共犯ニツイテハ、前項ノ例チモチキヌコトデアアル。

前項ノ如ク定メタノハ、コレ等ノモノハ相互ニ救助シアフ義務ノアルモノデアアルカラ、人道ヨリシテモ、情實ヨリシテモ、人情ノシノビヌトコロデアアルカラノコトデアアル。

問 強盜ハ第一項ノ限リデナイカ。

答 本條ノ外デアアル。

問 共犯トハソノ財物ノ分配セヌトキハ罪トナラヌカ。

答 分配セズトモ共犯トイフノデアアル。

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

コノ條ハ電氣ヲ財物ト看做スコトヲ規定シタノデアアル。

電氣ノ金錢ヲモツテモトムルモノデアアルカラ、法律トシテモコレヲ窃盜ノ財物ト看做スコト、定メタノデアアル。

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

コノ章ニハ詐欺及ヒ恐喝ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

詐欺トハ人チタマスコト、恐喝トハオドカシテ、意思實行ノ自由ヲ失ハシムコトデアアル、前ノ脅迫トチガフトコロハ、脅迫ハ意思ノ自由ヲウシナハシムルコトガナイノデア、ハ危害ヲ受クベキコトヲ信セシムルマデアアル。

本章ニオイテハ、前ノ強盜ノ脅迫以外ノ脅迫ニヨリテ、他ノ財物ヲウバヒ取りタル場合ヲ規定シタモノデアアル、ソシテ欺詐トイフハ、アザムイタリ、イツハツタリシテ、タケ

ミニ人ノ財物ヲウバヒトルコトデアル、ソノ詳細ハ本章ノ各條ニオイテ明カデアアル。

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

〔字解〕 欺罔コト ○騙取カタリ

コノ條ハ詐欺取財ノ罪ヲ規定シタモノデアアル。

全ク事實ノナキコトヲ、實際アルコトノヨウニコシラヘタリ、又ハアル一部ハ事實ノナイコトデモ、アル一部ガ眞實デアルコト、モシクハ眞實ノコトタイロトカヘテ、イカニモ人ヲシテマコトノヨウニオモハシムベクダマシ、ソシテソノ財物ヲカタリ取ツタモノハ、十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

前項ノ方法ヲ以テ、財産上ニ不法ノ利益ヲ得タリ、又ハ他人ヲシテ不法ノ利益ヲ得サセタモノモ亦同ジコトデアアル。

第二百四十七條

他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕

處理トリサス ○任務タスク ○背キチカツタコトナスル

コノ條ハ、他人ノ爲メニ事務ヲ處理スルニアタリテ、任務ニソムキシコトヲナスモノヲ罰スルノ規定デアアル。

他人ノタメニ、ソノ事務ヲトリアツカフモノガ、自分カモシクハ第三者ノタメニ利益ヲハカツテスルコトカ、又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的デ、オノレガマカセラレタツトメニソムキシ行爲ヲナシ、本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタトキハ、五年以下ノ懲役カ、又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルトイフノデアアル。

問 本條ノ一例ヲ示セヨ。

答 例ヘバアル商店ノ主人ニ雇ハレテ、ソノ主人ヨリ任セラレタル事務ヲトリアツカフ

モノガ、自分ノ利益ヲハカルタメニ、ソノマカセラレタル役目ニソムイタコトナスルカ、又ハ他ノ第三者ニ對シテノ利益ヲハカルタメニスルカ、又ハソノ主人ニ損害ヲサセルツモリテ、タトヘバアル物品ハ何圓マデマナクテハ賣ルコトガナラヌトカアル約束ヲシテハナラヌトイハレテアルニモカ、ハラズ、ソノ役目ニソムヒテ主人タルモノニ財産上ノ損害ヲ加ヘシトキハ、五年以下ノ懲役カ又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スルトイフノデアル。

問 第三者トハイカナルモノチイフカ。

答 甲乙丙ノ三人アリ甲が賣主、乙がソノ仲立人、丙が買主ナルトキハ、丙ヲ第三者トスルノ類デアル、即チ甲ヨリ對シテ第三ニアタルモノデアル。

第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

〔字解〕 未成年者ラマモニナ ○知慮淺薄チシキガ ○心神耗弱コ、ロノタラヌ

コノ條ハ、知識ノ足ラヌモノヤ、精神ノ不十分ナモノニ對スル罪ヲ規定シタモノデアル別ニ詐欺ノ手段ヲナサズトモ、二十歳以下ノ知識モアサキモノヤ、又ハ人ノ精神ノ不十分ナル、所謂アホナルニツケコンテ、ソノ財物モシクハ證書ノ類ヲラダサセタリ、又ハ財産上ニツイテ不法ノ利益ヲ得タリ、モシクハ他人ヲシテ不法ノ利益ヲ得セシメシモノハ、十年以下ノ懲役ニ處スルノデアル。

問 人ノ心神耗弱トハ、二十歳未満ノモノニツイテイフカ。

答 二十歳未満ト限ツタノデハナイ、上文ノ未成年者トイフハ、タゞ知慮淺薄ノモノニ對シテノミイフコトデアル。

問 不法トハイカナルコトチイフカ。

答 權利ヲ侵害スル行爲チイフノデアル、スハナチ法律ノ保護スル利益ヲ侵害スルモノデアル。

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

コノ條ハ、恐喝取財ノコトヲ規定シタノデアアル。

恐喝トイフコトニツイテハ、本章ノハジメニオイテ説明シタ通りデアアル、人ヲオドカシテ畏怖ノ心ヲオコサシメ、タメニ財物ヲ交付セシメシモノハ、恐喝取財トシテ十年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

前項ノ方法ヲモツテ、財産上不法ノ利益ヲ得、又ハ他人ヲシテコレヲ得セシメシモノモ亦同ジコトデアアル。

問 官吏ガソノ職務上ニツイテナセシコトモコレニヨリテ罰スベキヤ。
答 公務員タルト私人タルトテ問ハヌコトデアアル。

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

コノ條ハ未遂罪ヲ罰スルノ規定デアアル、ソノ意義ハ説明スルヲ用ヒヌコトデアアル。

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及

第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

コノ條モマダヨク知レタコトデア、説明ノ要ハナイコトデアアル。

第三十八章 横領ノ罪

コノ章ニハ横領ニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。
横領トハ、ヨコドリトイフニオナジク、ホシヒマ、ニ他人ノ物ヲガモノトスルコトデアアル。

イカナルモノヲ横領スル物トイフカト問ハヌ、一時アル義務ヲモツテオノレノ手ニ所持スルモノ、コトデア、預カリシ財物、借用物、又ハ質物、ソノ他委託ナウケタル金額物件等チイフノデア、全クオノレノ所有權ノアルトイフノデアハナイ、條件ツキニテ一時ワガ手ニ保有スルトコロノ他人ノ物デアアル。

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以

下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横

領シタル者亦同シ

〔字解〕

占有オウリヨウトスル ○横領ホシヒマ ○保管ホカン アヅカシ

コノ條ハ、横領オウリヨウニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

自分ノ持チ物トシテナルトコロノ他人ノ物ヲ横領オウリヨウシテ、費消セシモノハ五年以下ノ懲役ニ處スルノデアアル。

他人ノモノテナクテ、モト自分ノ物デアツタトテモ、現ニ公務所コウムシヨヨリ保管シテアヅカツ

テオケト命セラレシ場合ニオイテハ、其ノ人ノ意思ニテハワガ物デアアルカラ差支ナイト

オモフタトテモ、ヤハリ第一項ノゴトク、横領シタ場合スアヒニハ五年以下ノ懲役ニ處セラレ

、ノデアアル。

問 横領トイフハ費消シタコトデアアルカ。

答 オノレノ所有物シヨウブツノゴトク、費消シタコトデアアル。

問 公務所ヨリ保管チ命ゼラル、場合ハイカン。

答 差押サシオサヘチ受ケシ物デアアル。

第二百五十三條

業務上自己ノ占有センコウスル他人ノ物ヲ横領オウリヨウシタル者ハ

一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ業務上ノ横領オウリヨウニカ、ル罪ヲ規定シタノデアアル。

業務上トイフハ、タトヘバ船荷問屋ガ荷物チアヅカツテ、コレチ横領シ費消シタガゴト

ク、委託販賣チナスモノガ、委託チウケテ販賣セシハヨケレド、ソノ代金チ委託者ニワ

タサマルガゴトキハ、通常ノモノガ横領スルノトハチガツテ、ソノ罪ハオモイコトデア

ル、ヨツテ一年以上十年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル、何トナレバ保管ホカンスルトイ

フ責任ガアルバカリテナク、一方ニハ取引ノサマダゲチナスモノデアアルカラ、普通ノ横

領トハ別ニシタノデアアル。

第二百五十四條

遺失物、漂流物其他ノ占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ

横領シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ

處ス

〔字解〕 遺失物ウシツブツ ○漂流物ヒョウリウブツ ナガレツ

コノ條ハ占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領スル罪ヲ規定シタメアル。
 遺失物トイフハ、道路ニテアヤマツテ落シタモノデ、ステルツモリテシタモノデハナイ
 カナラズ主ノアルモノデ、オトシタ人ハ迷惑シテナルニキガヒナイ、サレバコレヲ拾ヒ
 取ツタモノハ、ソノ落シ主ニカヘシテヤラネバナラヌ義務ノアルモノデ、コレヲ拾ツタ
 トテ横領スベキモノデハナイ、又漂流物トテ川ヤ海ニナガレツイタモノモ、今ハ他
 ノ占有ヲハナレテハナルモ、ノ、全ク所有權ガナクナツタモノデハナイ、サレバ遺失
 物ト同ジク、コレヲ得タトテ横領スベキモノデハナイ、コレバカリデハナク、他ニモコ
 レニ似タモノガアル、ソレ等ノモノヲ横領シタモノハ、一年以下ノ懲役又ハ百圓以下
 ノ罰金カ、モシクハ科料ニ處スルトイフノデアル。

問 然ラバ遺失物、漂流物ヲ拾ヒ得タルトキハイカニスベキカ。

答 ソレニツイテハ明治三十二年ニ法律第八十七號ヲ以テ規定セラレテアル、參考ノタ
 メニソノ中ノ必要ナトコロヲ説明シテオクデアラウ。

第一條ニ、他人ノオトシタモノヲ拾ツタモノハ、スミヤカニソノオトシ主ニカヘス
 カ、又ハ警察署ヘサシ出サネバナラヌ。

警察署ハ、ソノ物件ノ返還ヲ受クベキモノニコレヲカヘスベキコトデアル、モシカ
 ヘスコトノナラヌトキ、スナハチソノ人ノ知レヌ場合ニハ、命令ノ定ムルトコロニ
 ヨツテ公告ヲナスベキコトデアル。

コノ物件ヲ拾ツタモノニハ、費用又ハ報勞金ヲ請求スベキ權ガアルコトヲ第三
 條ト第四條ニ定メテアル。

埋藏物スナハチ土中ニウマツテアルモノデ、ソノ所有者ノ知レヌモノヲ掘リ出
 シタトキハ、ソノ物ハ國庫ニ所有權ノ歸スルモノデアアル、コノ場合ニハ國庫ハ發見
 者オヨビ、ソノ物ヲ發見シタ土地ノ所有者ニ知ラセテ、ソノ價ニ相當スル金額ヲ給
 スベキコトガ十三條ニ規定シテアル。

第十六條ニハ、遺失物ソノ他、コノ法律ノ規定ヲ準用スベキ物件チカクシタリ、
 若クハ不正ニ處分シタモノハ、三月以下ノ重禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處スルコ
 トヲ定メテアル。

問 其他占有ヲ離レタルモノトハイカナルモノデアアルカ。

答 家畜スナハチ飼犬、馬、牛ナドノ類モコレデアアル。

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

コノ條ハ、本章ノ罪ニモ第二百四十四條ニ規定シタル、直系血族、配偶者ヲヨビ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テハ、ソノ罪ヲ免除スルコト、スル、ソノ他ノ親族又ハソノ家族ノ間ニアツテハ、罪ヲ論ズルモノトスレドモ、本人ノ告訴ヲ待テハジメテソノ罪ヲ論ズルモノトシタノデアアル。

第三十九章 贓物ニ關スル罪

コノ章ニハ贓物ニ關スル罪ヲ規定シタノデアアル。
贓物トイフハ、犯罪ニヨツテ得タモノ、スナハチ盜シタモノ、横領シタモノナドノコトデアアル、コノ物ヲ不正ノ物デアルトイフコトヲ知リナガラ、受ケタリ、カグシダリ、買ツタリ、賣買ノ周旋ヲシタリスルモノヲ罰スル規定デアアル。

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役

及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔字解〕 贓物ゾウブツ テ ハ ハンザイニヨツ ○ 受收ウケウケ ○ 運搬ウンパン ○ 寄藏キソウ カク ス コト ○ 故買コウバイ テウリカヒ

シタリカヘ
ダリスル ○ 牙保ウリカヒ シユウセン スル モノ

コノ條ハ、贓物ゾウブツ ヲ アツ カフ モノ ニ ツイ テ ノ 規定 デア ル。

收受シユウジュ ト イフ ハ、犯罪ノ爲メニ得タモノヲ受ケテ持ツコトデアアル、實ニ取ツタリ買ツタリ、モラツタリ、カヘタリセシ類デアアル、寄藏キソウ ト イフ ハ、不正ノ品トイフコトヲ知リナガラ、ソノ人ニタノマレテ又ハソノ人ガタノマレタモノカラ又タノマレテ發見セヌヨウニカクスコト、故買コウバイ ト イフ ハ 不正ノ品トイフコトヲ承知シテ賣買バイ シ タリ 交換コウカン シ タリ スル コト、牙保ガホ ト イフ ハ、不正品トイフコトヲ知リナガラ、賣買、交換、質入ナドノ周旋シュウゼン ス ル モノ デ、スナハチ双方ノ申ニ立テ物ノ引渡ヒキワタシ チ スル ナ カ ダ チ ノ コト デア ル。
スベテ贓物ヲ收受シタルモノハ三年以下ノ懲役ニ處スルデアアル。
又贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲナセシモノハ十年以下ノ懲役オヨビ千圓以下ノ罰金ニ處スルデアアル。

問 コノ條ノ罪ガ發覺セシ場合ニオイテハ、ソノ物件ハイカニスルカ。

答 無論官ニ取アゲルコトデアアル。

問 被害者ノ知レタルモノハ返還スルノデアアルカ。

答 モトヨリノコトデアアル。

第二百五十七條

直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等

ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

コノ條ハ前ノ第二百四十四條ト同ジコトデアアルカラ説明ニハオヨバヌ。

第四十章

毀棄及ヒ隱匿ノ罪

コノ章ニハ、毀棄及ヒ隱匿ニカ、ル罪ヲ規定シタルデアアル。

毀棄トハ、コラシタリステタリスルコト、隱匿トハカクスコトデア、

公務所ノ物、一私人

ノモノニカ、ハラズ、スベテコレヲ罰スルノデアアル、ソノ詳細ハ下ノ各條ニオイテオ

ノツカラ分明ニナル。

第二百五十八條

公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ、公務所ノ用ニ供スル文書ヲアツタリステタリスルモノデアアル、ソノ文書ハ

公務所ニオイテ事務ヲ取アツカフタメノスベテノ文書デアアル、カクノ如キハ三月以上七

年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル。

問 人民ヨリ差出セシ願書ノゴトキ、又ハ帳簿ノゴトキモコノ文書ノ中ニツ、マレテヲ

ルカ。

答 無論ノコトデアアル。

問 往復ノ文書ノゴトキハイカマ。

答 コレ等ハ、イツデモコシラヘルコトノデキルモノデアアルカラ、本條ノ問フトコロテ

ハナイ。

第二百五十九條

權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ

五年以下ノ懲役ニ處ス

コノ條ハ一人ノ文書ニカ、ル規定デアアル。

權利義務ニ關スル他人ノ文書トイフノハ、賣買、貸借、讓受、讓渡、贈與ナドノ金錢物品ニカ、ル文書又ハ契約ニカ、ル遺言、狀、家督相續ナドニカ、ルモノナスベテイフコトデアアル、カクノゴトキ文書チヤアツタリ、棄テタリシタモノハ五年以下ノ懲役ニ處スルトイフノデアアル、

問 文書ノ一部ヲ毀棄セシモノモ、コノ條ニテ問フノデアアルカ。

答 ソノタメニ權利義務チシテ效力ナキニイタラシメシモノハ、タトヘ一部ノ毀棄テモ罪トナルノデアアル。

問 スデニ毀棄ト示ス以上ハ、毀棄セザルモノハ少シモ罪トハナラヌカ。

答 タトヘバ、證書ノ印影チ塗抹シタリナドセシモノモ、毀棄スルニアラネド、コノ條ニテ罪チ問フノデアアル。

第二百六十條

他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ノ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ

從テ處斷ス

コノ條ハ他人ノ所有ニ係ル建造物又ハ艦船ナドヲコラシタモノニオケル罪チ規定シタルデアアル。

建造物トイヘバ、家屋ハモトヨリ、倉庫、工場ナドモソノ内デアアル、ソノ他ノ條文ハワカリヤスイカラ、疑ガハシイトコロモナイ、シタガツテ説明スルマデモナイコトデアアル。

問 戸障子ノゴトキモ含ムカ。

答 然リ。

問 本條ハカナラズ惡意アルニ限ルコトデアアルカ。

答 モトヨリノコトデ、惡意ノナイモノハ罪トナルノデアハナイ。

第二百六十一條

前三條ニ記載シタル以外ノ者ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

コノ條ニハ建造物又ハ艦船ノ外ノモノヲコラシタリ、ソコナツタリシタ罪チ規定シタモノ

デアル。

前三條ニ記載シタ以外ノモノトイフノハ、動産物チオモニイフノデ、器物トカ、牛馬トカイフモノモソノ中ニアルコトデアル、カクノゴトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金モシクハ科料ニ處スルノデアル。

問 器物ノゴトキハ、ソノ罪トナル程度ハ如何。

答 タトヘソノ一部デアツテモ、タメニソノ器物チツカフコトガデキヌヨウニナレバ、コノ條ノ罪チ成立セシムルモノデアル、ソノ價チ減スルト否トチ問フノデハナイ。

第二百六十二條

自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シタハモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

〔字解〕負擔シケル ○貸貸シケンケンチダシテカ

コノ條ハ、自己ノ所有物デモ、アル場合ニハ罪トナルトイフノデアル。

タトヘ自己ノ所有物デアツテモ、差押チウケタリ、物權チ負擔シタリ、又ハ貸貸チシタモノデアレバ、ソノ物チ損壞又ハ傷害シタトキハ、前三條ノ例ニヨツテ處分スルトイ

フノデアル。

問 物權チ負擔スルトハイカナルコトチナスノデアルカ。

答 質入シタリ、抵當トシタリシタモノデ、他人ノ保管ニ屬スルモノデアラカ、無罪トナルノデアル。

問 質買シタルモノトハイカナルモノカ。

答 自分ノ所有物デアツテモ、人ニ賃金チトツテ貸シタモノナレバ、借りタ人ニ保管ノ屬シタモノデアアル。

第二百六十三條

他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

〔字解〕 信書ミテガ ○隱匿ス

コノ條ハ他人ノ信書チカクセシ罪チ規定シタノデアル。

他人ノ信書チミダリニヒライダモノニハステニ罪ノ規定ガアル、コノニハ隱シタモノニツイテソノ罪チ規定シタノデ、他人ニ宛タル手紙チカクシテソノ人ニ到達サセザルモノ

ハ、六月以下ノ懲役モシクハ禁錮、又ハ五十圓以下ノ罰金モシクハ科料ニ處スルノデア
ル。

問 信書トハ電信モソノ中ニアルカ。

答 モトヨリノコトデアアル。

問 葉書ハ秘密チオカスモノデナイカラ、本條ノ問フトコロデナイカ。

答 コノ條ハ秘密チオカスコトニツイテ定メタモノデナイカラ、タトヘ葉書デアツテモ
隠シタルモノハ罪トナルノデアアル。

問 一時カクシテモ後ニソノ人ニ送達セシメシトキハ如何。

答 送達ガオクレタマデアアルカラ、本條ノ罪トナル限リデハナイ、モツトモソノ書面
ノ用件ガソノ期チスギタノチデアレバ、ソノ事情ニヨツテ處罰スルコトデアアル。

第二百六十四條 第二百五十九條第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告
訴ヲ待テ之ヲ論ス

コノ條ハ親告罪トスルコトヲ規定シタモノデアアル。

第二百五十九條ノ權利義務ニカ、ル書ヲ毀棄セシモノ、第二百六十一條ノ罪及ヒ前條
ノ信書チカクシタル罪ハ、ソノ被害者ヨリ告訴スルヲ待ツテハシメテソノ罪ヲ論ズルコ
トデアアル。

第二百五十九條ノ權利義務ニカ、ル書ヲ毀棄セシモノ、第二百六十一條ノ罪及ヒ前條
ノ信書チカクシタル罪ハ、ソノ被害者ヨリ告訴スルヲ待ツテハシメテソノ罪ヲ論ズルコ
トデアアル。

改正刑法施行法

(明治四十一年三月二十七日)
法律第二十九號

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トナ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

死刑
無期懲役
無期禁錮
有期懲役
有期禁錮
罰金
拘留
科料

死刑
無期懲役
無期禁錮
有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮
罰金
拘留
科料

第三條 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條 刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五條 刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權停止公權監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條 刑法施行前前犯シタル罪ニ付キ刑法施行前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル犯罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

ル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七條 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ其處セラレ執行ノ免除ヲ得又ハ減輕刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑 施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス
第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行假出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞務場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲ス可シ
前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ
舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ
第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ
第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス
刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 關帝判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セズ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セズ但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラ

ルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第五節及ヒ第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 關帝判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セズ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セズ但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラズルモノハ之ヲ廢止ス

第二十三條 他ノ法律ニ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第五節及ヒ第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

- 一 軍機保護法ニ掲ケタル罪
- 二 懲兵令ニ掲ケタル罪
- 三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪
- 四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戸籍法ニ掲ケタル罪
- 十 郵便法ニ掲ケタル罪
- 十一 舊刑法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪
- 第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ
 - 一 著作權法ニ掲ケタル罪
 - 二 重要物產同業組合法ニ掲ケタル罪
 - 三 移民保護法ニ掲ケタル罪
- 第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪刑ヲ掲ケタル他ノ法律ノ

- 規定ハ刑法施行ノ爲メ變更セララルコトナシ
- 第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス
 - 第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス
 - 前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス
 - 前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス
 - 前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
 - 第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス
 - 第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 - 第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律

ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メハ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハハ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四十條 刑事訴訟法第二百五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教者クハ禱祝ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百二十六條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第二百三十八條中「刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

ニ改ム同法第四百四十四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム
 第四十二條 刑事訴訟法第六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル
 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ
 爲ス可シ

第四十三條 刑事訴訟法第七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第四百七十二條 檢察官免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪」ヲ削ル

第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ
 ハ其事件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ檢察官ノ請求アルトキ亦同シ
 被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報
 告ヲ爲サシムヘシ
 受命判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定
 ヲ爲シ」ヲ削ル

第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行ス可キ二價以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アル
 トキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第三百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲スコシ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長、許可ヲ
 得タルモノハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命
 令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレ
 ハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ
 止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ
 三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分曉後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑罰訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲ス可シ」ノ下ニ「刑ノ執行ノ停止ニ付

キ亦同シ」ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ懲收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及ヒ

第七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復權及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ

其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡

ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消

シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ

所在地又ハ最後ノ住所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ

此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ノ

期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四條ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以

テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ

爲ス可シ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人、鑑定人及ヒ通事ニ給與スヘキ日當、旅費

及ヒ止宿料

二 第六十六條ニ記載シタル費用

第六十三條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セズ

二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五十圓

第六十四條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在ルトキニ非サレハ之ヲ給與セズ

第六十五條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ其終結前、公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セズ

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

改正刑法施行法終

刑事訴訟法目次

刑事訴訟法

第一編 總則	一
第二編 裁判所	六
第一章 裁判所ノ管轄	六
第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避	九
第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審	〇
第一章 捜査	〇
第一節 告訴及ヒ告發	一
第二節 現行犯罪	三
第三章 起訴	四
第三章 豫審	五
第一節 令狀	六
第二節 密室監禁	〇
第三節 證據	〇

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質……………二二一

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押……………二二三

第六節 證人訊問……………二二五

第七節 鑑定……………二二〇

第八節 現行犯ノ豫審……………三二二

第九節 保釋……………三二四

第十節 豫審終結……………三二六

第四編 公判……………三三六

第一章 通則……………三三九

第二章 區裁判所公判……………三九九

第三章 地方裁判所公判……………四〇八

第五編 上訴……………五二二

第一章 通則……………五四四

第二章 控訴……………五四五

第三章 上告……………五五八

第四章 抗告……………六三三

刑事訴訟法目次終

第六編 再審……………六六五

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續……………六七七

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦……………六八八

第一章 裁判執行……………六八八

第二章 復權……………七〇〇

第三章 特赦……………七一〇

附則……………七二一

違警罪即決例……………七三三

刑事訴訟法

(明治二十三年十月六日
法律第九十六號)

朕刑事訴訟法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
刑事訴訟法

第一編 總則

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタ
ル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贓物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ
民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴、私訴ノ拋棄ニ因テ消滅ス
ルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ
其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 被告ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得
還テ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得

第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償、返

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去

第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦 第六 時效

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解 第二 確定判決 第三 時效

第八條 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス(四一年三月改正)

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第九條 私訴ノ時效ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴ヲ爲シタル

トキト雖モ公訴ノ時效ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時效ノ例ニ從フ

第十條 公訴、私訴ノ時效ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終

ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時效ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其

未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時效ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其

期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時

效ノ經過ヲ中斷スル效ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬ス

ルトキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告訴人、告

發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償

ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重

過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラズ但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ

島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過シタルトキハ特別ノ場合ヲ除クノ外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ

第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其地ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラサルトキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條 官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印ス可シ若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル可シ

第二十一條 官吏、公吏、公吏訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラズ若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削

除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ効ナカル可シ(同上法律ヲ以テ改正)

第二十二條 官吏、公吏ニ非サル者ノ署名捺印ス可キ場合ニ於テ捺印スルコト能ハサルトキハ署名ノミヲ爲シ署名スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシム可シ捺印ノミヲ爲シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシム可シ

立會人ハ其代署ノ事由ヲ記載シテ署名シ又ハ署名捺印ス可シ
官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官
吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ（同上法律ヲ以テ本條追加）

第二十二條 此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス

頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサルトキハ其效アリトス

第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十四條第百十五條ノ規定ニ從フ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ

管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ訴アリタルトキハ上級
ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審
及ヒ公判ノ管轄ナリトス

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手
シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手
シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ身分
ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷ス可キモノニシテ内地ニ於
テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送
致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリ
トス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初ニ著船シタル地ノ裁判所ヲ以
テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判
所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコト
ヲ得

大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ、檢事總長ハ司法大臣ノ命ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第三十四條 犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐アルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコトヲ得

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ中立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決定スヘシ

第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢事其他訴訟關係人ヨリ民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ於テ異議ノ申立ナクシ

テ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタルトキハ前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ニ差出ス可シ裁判所書記ハ速ニ一通テ相手方ニ送達シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止ス可シ

第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

第四十條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥セラレ可シ

第一 判事被害者ナルトキ

第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ

第三 判事其事件ニ付キ證人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ

第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

第四十一條 刑事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレル場合及ビ偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情況アル場合ニ於テハ檢察其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十四條乃至第三十八條ノ規定ニ從フ

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辯論ヲ中止ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要セサル事件ニ付テハ豫審ヲ繼續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル原由アルコトヲ認メ又ハ回避ス可キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判所ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第四十六條 檢察ハ後ニ記載シタル告訴、告發、現行犯其他ノ原由ニ因リ犯罪アルコト

ヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證憑及ヒ犯人ヲ捜査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スレニ付キ地方裁判所檢察ト同一ノ權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラス

左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢察ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス可シ

第一 警視警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ可シ

第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若ケハ被告人所在ノ地ノ檢察官ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得

司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類

ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ
又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第五十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其申立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルコトアル可シ

第二節 現行犯罪

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

- 第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラルトキ
- 第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ攜帶シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ
- 第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ令狀ヲ待タズシテ被告人ヲ逮捕ス可シ

罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ被告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ

シ其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡査、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致スヘシ

其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡査、憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡査、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告發又ハ告發ヲ爲ス可シ
被告人又ハ巡査、憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其次ヲ拒ムコトヲ得ス

第二章 起訴

第六十二條

地方裁判所檢事犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可シ
第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム可シ

第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第三 區域裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區域裁判所檢事ニ送致ス可シ(四一年三月改正)

第六十三條 (四一年三月法律一九號ヲ以テ削除)

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノト思料シタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第六十五條 前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢事ヨリ其處分ヲ被害者ニ通知ス可シ

第六十六條 檢事豫審ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所、逮捕ノ可キ人名及ヒ證人ト爲ル可キ者ヲ指示ス可シ

第三章 豫審

第六十七條 現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ニ

取掛ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ檢閲スルコトヲ得但二十四時間内ニ之ヲ還付ス可シ

又必要ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第一節 令狀

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ又遅クトモ出頭ノ日ヲ過クルコトヲ得ス

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セサルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラサルトキ

第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルトキ

第七十三條 勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スルコト能ハサルコトヲ証明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスルコトヲ得

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ
召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ勾引狀、勾留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之
ヲ執行セシム

第七十七條 勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查、憲兵卒數人ニ分付ス
ルコトアル可シ

勾引狀、勾留狀ヲ執行スルニハ其正本ヲ携帶シ被告人ノ請求アルトキハ之ヲ示ス可
シ(三十二年法律第七十三號ヲ以テ本項改正)

勾引狀、勾留狀ヲ執行シタルトキハ其正本ニ執行ノ場所及日時ヲ記載シ若シ執行ス
ルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シテ署名捺印ス可シ(同上法律ヲ以テ本項追加)

第七十八條 令狀ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ(同上)

ニ潛匿シタリト思料シタルトキハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上
ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラヌ搜索調書ヲ作り立會人ト
共ニ署名捺印ス可シ
家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ

出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルコトヲ知り又ハ潛匿シタリ
ト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セ
シムルコトヲ得

巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即
時ニ執行ヲ求ム可シ

第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢事長ニ被告
人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲スコトヲ請求スルヲ得

請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可
シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス

第八十一條 豫備 後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シ令狀ヲ發シタ
ルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示ス可シ其長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サ
ル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應セシム可シ

第八十二條 勾留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ
若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得
何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閱シテ被告人ヲ受取り其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條 (三十二年法律第七十三號ヲ以テ削除)

第八十四條 在監中ノ被告人ニ對シ發シタル勾留狀ハ司獄官吏ヲシテ之ヲ執行セシム

勾留狀執行ニ關シテハ第七十七條ノ規定ヲ適用ス(同上法律ヲ以テ本條改正)

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見ヘルコトヲ得

書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ニ授受スルコトヲ得

豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シ、他人トノ接見、書

類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フルコトヲ得(同上)

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルト

キハ豫審中何時ニテモ勾留狀ヲ取消ス可シ

第二節 密室監禁(三十二年法律第七十三號ヲ以テ削除)

第八十七條 (同上)

第八十八條 (同上)

第八十九條 (同上)

第三節 證據

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸

般ノ證據ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲

メ必要ナリトスル證據證據ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判

所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立會人二名アルヲ要

ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可

シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス

可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ

付キ急速ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可

カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ録取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナキコト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ録取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一百條 被告人又ハ對質人聲ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聲者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第三十六條第三百三十七條第四百十一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

第一百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

第一百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模様ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

第一百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢ニ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第一百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ付キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第一百六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ

遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第九條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ラマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押ノ事ヲ區裁

判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其默秘ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問

第十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ

又出頭ノ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム

可キコトヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人呼出ニ應セサルト

キハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所

又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其出頭セザリシ

コトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失

シタルトキハ其人違ナキコトヲ疏明ス可シ

第百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職業、住所

及ヒ第百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事

ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能

ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓ヲ爲サシメスシテ

事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ

亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未滿ノ幼者

第二 知覺良心ノ不十分ナル者 第三 瘖啞者
 第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者
 第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者
 第六 現ハ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラサルニ因リ免
 訴ノ言渡ヲ受ケタル者
 第二百五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上黙秘ス可キ義務アル事情ニ關ス
 ルトキ
 第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者
 及ヒ宗教若クハ禱祈ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在シ者其業務上取扱タルコ
 トニ付キ知得タル事實ニシテ黙秘ス可モノニ關スルトキ(四一年三月改正)
 證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ
 第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ
 意見ヲ聽キ四十圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲ス
 コトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス
 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金又ハ科料ノ言渡及ヒ執行ハ軍

事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ(四一年三月改正)
 第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ
 必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得
 第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ犯
 所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得
 若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ
 第二百二十九條 第百條第一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス
 第二百三十條 皇族證人トナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ
 各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ
 其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ
 帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊
 問ス可シ
 第三百十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ト相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ裁判所書
 記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ
 證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變
 更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニハ豫審判事、書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第三百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所定ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第三百三十三條 第一百八條第一百九條及ヒ第二百二十六條ニ揚ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス

第三百三十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコトヲ得

第七節 鑑定

第三百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ

鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第一百十五條第一百八條乃至第二百二十一條第二百二十三條乃至

第二百二十五條及ヒ第二百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ス

第三百三十七條 鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百三十八條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第二百二十二條ノ式ニ從フ

第三百三十九條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ四十圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス(四一年三月改正)

第四百十條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得

第四百十一條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異スルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第四百四十一條 鑑定人ハ旅費、日常及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

第八節 現行犯ノ豫審

第四百四十一條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百四十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ其繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百四十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金又ハ科料及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス(四一年三月改正)

證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

第四百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

第四百四十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百四十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百四十七條 第四百四十四條第四百四十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百四十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取りタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百四十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ム

ルニ及ハスト思料シタルトキハ勾留状ヲ發シタルト否トニ拘ハラズ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第九節 保釋

第百五十條 豫審判事ハ豫審中勾留状ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭ス可キ證書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ得

被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得

第百五十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第百五十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

第百五十三條 保釋中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲スコシ

第百五十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ保證金

ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ

第百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事ハ其言渡ヲ爲スコシ

第百五十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第百五十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還付ス可シ

第百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所へ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其許否ヲ決定ス可シ(三十二年法律第七十三號ヲ以テ本條追加)

第百五十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハズ檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ出頭セシム可キ證
書ヲ差出サシムヘシ

第六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲ス可シ
被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス
可シ

第十節 豫審終結

第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシ
ト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致
ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請
求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ
二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハズ後數條ニ記載シタル決定ヲ以
テ豫審ヲ終結ス可シ

第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡

ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令
狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタル
トキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定判決ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且
被告人拘留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付ス
ルノ言渡ヲ爲ス可シ(四一年三月改正)

被告人拘留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言

渡ヲ爲ス可シ

第六十八條 (四一年法律二九號ヲ以テ削除)

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付ス可シ
管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ拘留ス可キトキハ其理由ヲ明
示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理ス可カラサルコト及ヒ
其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示ス可シ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質、摸樣、證據ノ十分
ナルコト及ヒ其罪ニ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示スヘシ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達ス可シ
第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得(四一年三月改
正)

第七十三條 (四一年法二九號ヲ以テ削除)

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ
執行ヲ停止ス(四一年三月改正)

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變
更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ
此限ニ在ラス

新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス
可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第四編 公判

第一章 通則

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトア